

地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して

川崎市一般廃棄物処理基本計画

— かわさきチャレンジ・3R —

平成 17 (2005) 年 4 月 策定

平成 21 (2009) 年 4 月 一部 (行動計画) 改定

平成 24 (2012) 年 8 月 一部 (行動計画) 改定

川崎市

はじめに



環境問題は、市民生活のあらゆる分野と密接に結びついており、市民一人ひとりが、日々の生活の中で環境配慮行動を実践することが重要なことから、本市では、低炭素・資源循環・自然共生の3本を柱に「CCかわさき“エコ暮らし”」をキャッチフレーズとし、様々な環境配慮行動の実践を広く市民の皆様に呼びかけています。

その柱の1つである資源循環については、これまで「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念に、市民・事業者・行政の環境意識の向上、ごみの発生抑制とリサイクルの推進、事業の効率的な運営を施策の基本として、平成17年4月に策定した「川崎市一般廃棄物処理基本計画（かわさきチャレンジ・3R）」に基づき、3Rを基調とした取組を進めてまいりました。

また、行動計画については、社会情勢の変化や、制度改正等へ柔軟に対応するため、概ね3、4年で見直しを行うこととしており、平成21年4月に行動計画を改定しました。

その後、この行動計画に基づきミックスペーパーなどの分別収集の拡大など、3Rを基調とした様々な取組を推進した結果、ごみ量が大幅に減少するなど、計画は概ね順調に推移しています。

一方、昨今の廃棄物処理を取り巻く環境は、地球温暖化をはじめとする環境対策に加え、平成23年3月に発生した東日本大震災の影響などにより、エネルギー対策、防災対策など様々な方面に広がりを見せております。

このような状況に的確に対応し、最終期を迎える基本計画の目標を達成するため、この度行動計画を改定し、意欲的なごみ削減目標を設定し、今後3年間で優先的に取り組むべき4つの最重点施策を創設しました。

この行動計画を実効あるものとするためには、何よりも市民一人ひとりが資源の大切さを認識するとともに、行政はもちろん市民や事業者の皆さんが主役となった取組の実践が重要でございますので、皆さんのご理解とご協力をお願い申し上げます。

2012年8月

川崎市長

阿部孝夫

目 次

一般廃棄物処理の現状と課題	1
---------------	---

基本計画編

I 川崎市が目指す循環型のまち	3
II 循環型のまちづくりを目指した基本方針	3
III 計画の期間	4
IV 計画の目標	4
V 計画の体系	6
VI 基本とする施策	8
1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる	8
2 循環型の処理システムを築く	10
3 新たな視点と発想による施策展開	12

行動計画編

I 行動計画の改定について	13
II 計画の期間	15
III 行動計画の目標・指標	15
IV 重点施策	19
V 地球温暖化対策に関連する具体的施策	25
VI 具体的施策	27
1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる	27
(1) 環境教育・環境学習の促進	27
(2) 情報の共有化	29
(3) 減量・リサイクル活動の活性化	30
(4) 市民参加の促進	30
(5) まちの美化推進	31
2 循環型の処理システムを築く	32
(1) ごみをつくらない社会を創る	32
(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする	34
(3) 資源にならないごみは適正に処理する	36
3 新たな視点と発想による施策展開	39
(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ	39
(2) 費用対効果の分析	39
(3) 安全・安心な処理体制の確立	40

資料編

川崎市のごみ処理の現状・将来予測等	41
行動計画における施策体系	46
川崎市一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係	48
政令市におけるごみ収集体制比較	49
これまでの取組状況	50
用語解説	65

(本文中、※のついている用語は、P65～P67に解説があります。)

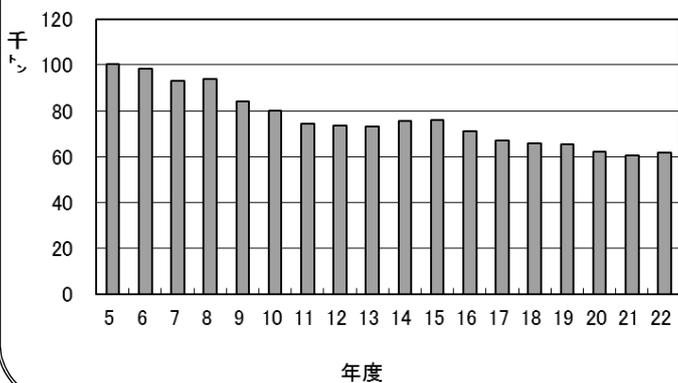
一般廃棄物処理の現状と課題

1 最後の埋立処分場

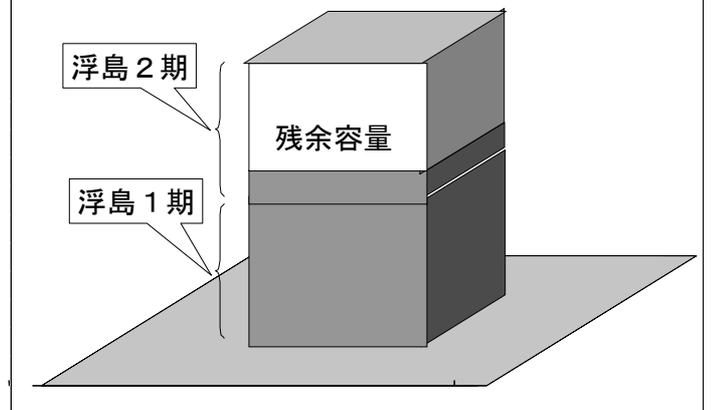
本市では、収集運搬効率を考慮して、市内にバランス良く4つのごみ処理施設を配置し、全国に先駆けて可燃ごみの全量焼却体制を確立しました。また、ごみの減量、再資源化の取組を進めた結果、埋立量は平成5年度と比較して約35%の減量化が図られました。

これにより、計画策定時（平成17年度）では23年間（平成40年度）と見込まれていた浮島廃棄物埋立処分場（第2期地区）の使用期間を延長することができました。しかし、今のペースで焼却灰の埋立を続けると、おおよそ40年後（平成65年度）には一杯となり、その後市内に新たな埋立処分場を確保することは困難な状況です。

埋立量の推移



埋立処分場の残余容量イメージ

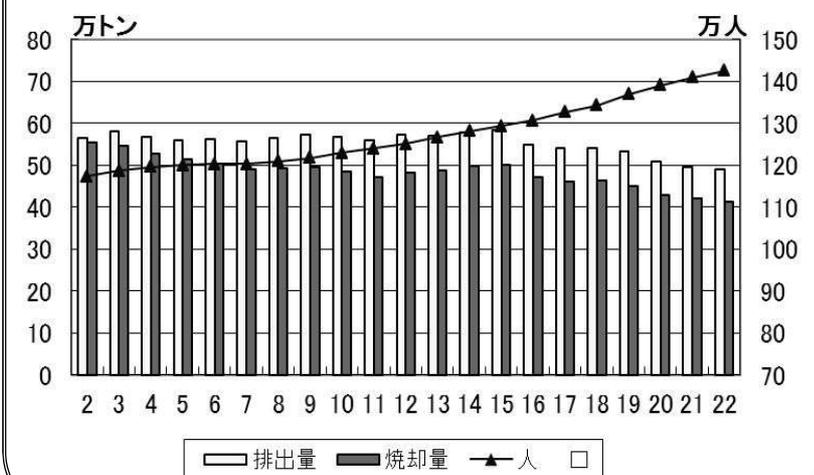


《浮島廃棄物埋立処分場（昭和53年～）》
※浮島2期は、平成12年から埋立開始

2 ごみの発生抑制の推進

市民1人1日あたりに出すごみ量は、ごみ非常事態宣言※以降、3Rを基調とした取組の結果、人口が増加する中でも順調に減少しており、ごみの減量化が進んでいますが、引き続き、ごみの発生抑制に向け、更なる取組の推進が必要です。

ごみ排出量と人口の推移

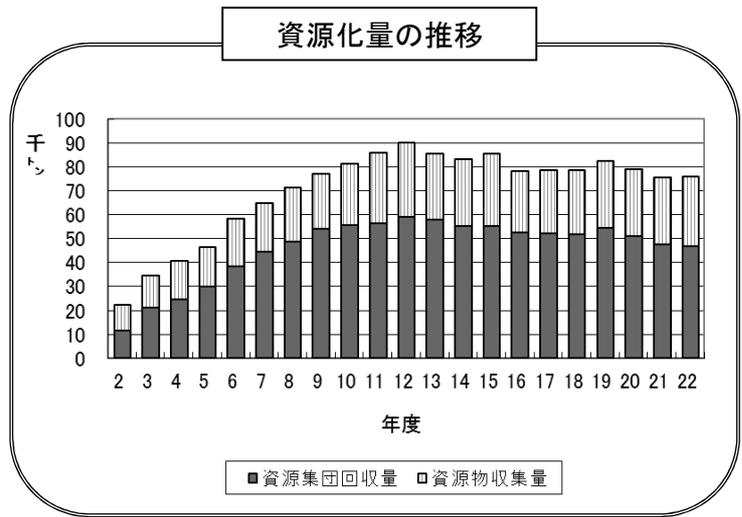


3 リサイクルの推進

「資源物の日※」の取組など分別収集の拡大により、資源化量は大きく増加しました。また、町内会や自治会などによる資源集団回収は、資源化量の約3分の2を占めるなど、リサイクルに大きく貢献しています。

ここ数年における資源化量の減少傾向については、ごみ全体の減少傾向のほか、長期にわたる景気の停滞等が影響を及ぼしていることが考えられます。

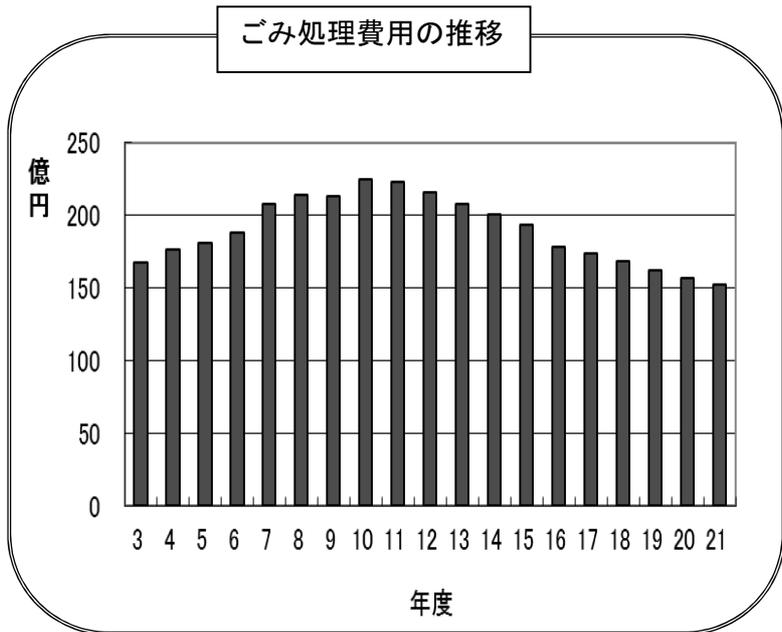
一方で、平成23年3月からミックスペーパー分別収集の全市実施及びプラスチック製容器包装分別収集の南部3区(川崎区、幸区、中原区)で実施したことにより、資源化量の増加が見込まれています。



4 ごみ処理費用

川崎市では、これまでも、手数料の見直しや業務の民間委託など、効果的・効率的な廃棄物処理事業の構築等に向けた取組を進めてきました。これらの取組等により、家庭系ごみの処理経費は大幅な減少傾向にあります。

しかしながら、今後、プラスチック製容器包装の分別収集を全市に拡大するなど、3Rを基調とした取組を推進するためには、費用対効果も踏まえ、より一層効果的・効率的な廃棄物処理事業の構築を進める必要があります。



5 東日本大震災を教訓とした安全・安心な廃棄物処理体制の確立

平成23年3月に発生した東日本大震災の教訓を踏まえると、安全性・安定性を確保した廃棄物処理体制の重要性は更に増加しています。

基本計画編

基本計画編には、平成27年度までの概ね10年間に取り組むべき方向性などについて記載しています。

I

川崎市が目指す循環型のまち

廃棄物の発生が抑制され、リサイクルが促進され、適正処理が確保されることによって、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り低減する、いわゆる「循環型社会」の構築という目標に向けて、市民・事業者・行政の協働のもと、3R（リデュース（発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用））を基本として、ごみの減量・リサイクルを推進し、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指します。

基本理念：地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して

II

循環型のまちづくりを目指した基本方針

循環型のまちを目指し、地球温暖化の防止や資源の有効利用など地球環境全般を視野に入れ、次の3本の柱を基本に計画を推進します。

限りなくごみをつくらない社会を創ること

循環型社会を構築するため、一人ひとりがごみを発生させない、排出しないという生活様式を追求し、また、それを実践することによって、限りなくごみをつくらない社会を創ります。

市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと

環境への負荷を低減し、地域の生活環境を守り安心して住めるまちをつくるため、市民・事業者・行政がごみの減量・リサイクルの推進に向けたそれぞれの役割を担い、お互いが信頼し協力し合える関係を築きます。

市民の健康的で快適な生活環境を守ること

環境負荷の低減を図る取組を推進することにより、何よりも優先して市民の健康的で快適な生活環境を守ります。

Ⅲ

計画の期間

平成 17 年度から平成 27 年度までとします。

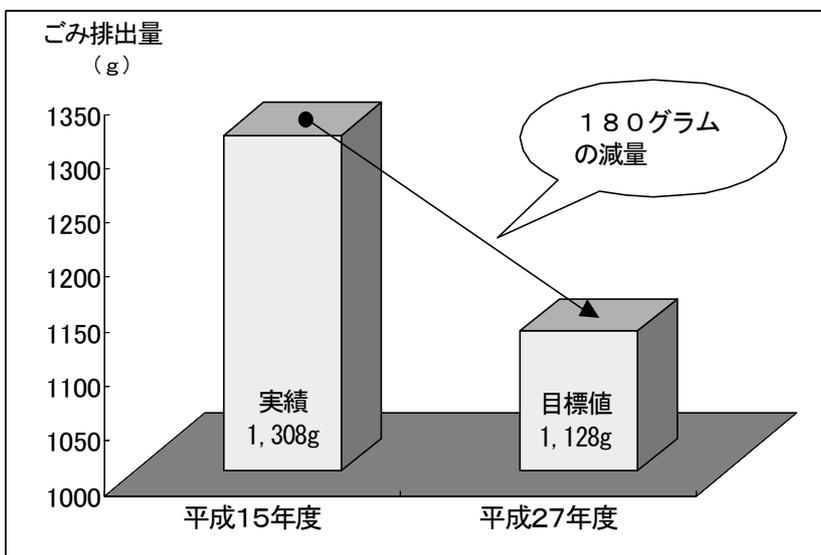
Ⅳ

計画の目標

平成 15 年度実績を基準として、次の目標値を設定し、ごみの発生抑制やリサイクルへの取組などを推進します。

1 ごみの発生抑制の推進

市民 1 人が 1 日あたりに出すごみを 180 グラム減量します。

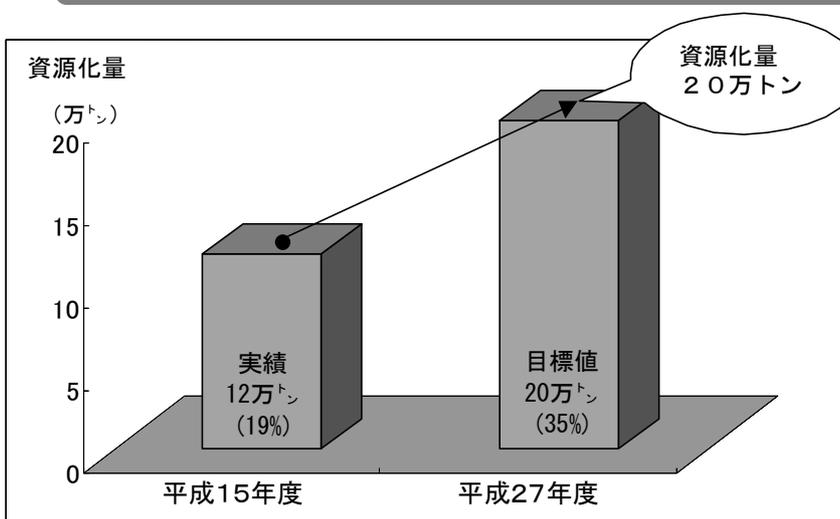


※ごみ排出量

一般家庭（普通ごみ・粗大ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物）、その他（道路清掃ごみ）の合計をいいます。

2 リサイクルの推進

市全体の資源化量を 20 万トン（資源化率 35%）にします。



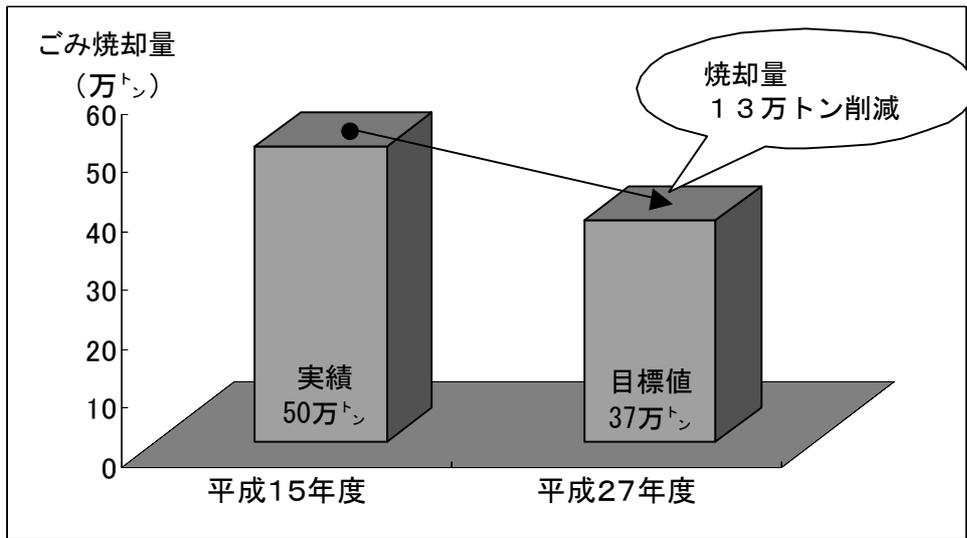
※資源化量

資源集団回収（古紙・ダンボール等）、市分別収集（空き缶・空きびん・ペットボトル・その他プラスチック類・ミックスペーパー・小物金属）、事業系資源物（梱包材・ダンボール等）、その他（生ごみ）を含めて算出しています。

	平成15年度	平成27年度
資源集団回収	51,200トン	74,000トン
市分別収集（空き缶・空きびん等）	30,400トン	68,000トン
事業系資源物	36,400トン	59,000トン

3 焼却量の削減

ごみ焼却量を13万トン削減します。



こうした目標の達成を通じて、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指すとともに、次のとおり埋立処分場の延命化、3処理センター体制*の実現を推進していきます。

埋立処分場の延命化！

ごみの減量・リサイクルを推進することにより、40年で一杯となる現在の埋立処分場の使用期間を最大限延長することを目指します。

3処理センター体制の実現！

環境負荷の低減、事業の効率化を図り、ごみの減量・リサイクルを推進することにより、ごみ処理施設の削減を目指します。

計画の体系は次のとおりとなっています。

基本計画 (H17~H27)

基本理念

地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して

基本方針

- ○ ○ 市民の健康的で快適な生活環境を守ること
- 市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと
- 限りなくごみをつくらない社会を創ること

目標

- ・ 1人1日180グラム減量・資源化量20万トン・焼却量13万トン削減

基本施策

循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

(1) 環境教育・環境学習の促進

(2) 情報の共有化
 ・ ITの活用
 ・ 普及広報の充実

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

(4) 市民参加の促進

(5) まちの美化推進

循環型の処理システムを築く

(1) ごみをつくらない社会を創る
 ・ ごみの発生を容認しない市場経済の構築
 ・ 拡大生産者責任の追及
 ・ 経済的手法の導入

(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする
 ・ 徹底した資源化
 ・ 環境産業との連携

(3) 資源にならないごみは適正に処理する
 ・ 環境負荷の低減に努めた適正処理
 ・ ごみ処理施設の整備

新たな視点と発想による施策展開

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ
 ・ 施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施
 ・ 計画のフォローアップ

(2) 費用対効果の分析
 ・ 収集体制の再構築

(3) 安全・安心な処理体制の確立

行動計画（H25～H27）

目標 ・ 1人1日53.0（ごみゼロ）グラム減量 ・ 資源化率35% ・ 焼却量4万トン削減
指標 ・ 廃棄物分野における温室効果ガスを35%削減

具体的施策

- 出前ごみスクールの充実
- 3R推進講演会の開催
- リユース食器やマイボトルの普及
- エコ・クッキング講習会の開催

- ふれあい出張講座の充実
- 環境教育用教材の充実
- 幼児環境教育プログラム
- 普及啓発拠点の充実

- 市ホームページの充実
- 多様な媒体を活用した情報提供

- 広報誌の充実
- 家庭のごみ・ダイエットチェックシートの普及

- 廃棄物減量指導員等との連携強化
- フリーマーケットの開催

- 市民リサイクル活動への支援

- 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の開催

- 不法投棄防止に向けた取組
- 集積所周辺等の環境美化

- 不適正排出指導の徹底
- 各種普及啓発キャンペーンの実施

- グリーン購入の促進
- レジ袋削減に向けた取組
- 事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底
- 効果的な経済的手法の研究

- 製品の適正包装の推進
- リサイクルエコショップ制度の充実
- 環境に配慮した製品の開発の促進

- 資源集団回収事業の充実
- 分別排出の徹底
- 小型電気電子機器のリサイクル
- 事業系資源物のリサイクルルートの確立
- 環境産業との連携

- プラスチック製容器包装の分別収集の拡大
- 拠点回収・店頭回収の拡充
- 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進
- バイオマス資源の利用の促進
- 国際貢献の推進

- 廃棄物処理技術の研究、開発
- ISO14001の適正な運用
- 有害廃棄物・処理困難物への取組
- 3処理センター体制への移行
- リサイクルパークあさおの建設

- 埋立処分量の減量化
- ごみ発電事業の推進
- 搬入禁止物の混入防止
- 廃棄物処理施設の補修・整備
- 橋処理センターの建替

- 施策の効果分析手法による点検・評価

- 計画のフォローアップ

- 普通ごみの収集回数の見直し
- 収集車両の最適化

- 民間活力の導入

- 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

計画の目標達成を目指し、次の3つの基本施策中心に計画を推進します。

1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

一人ひとりが現在のライフスタイルを見直し、より一層ごみの減量・リサイクルに取り組めるよう、環境教育・環境学習の場を提供するなど、市民などの主体的な活動を支援します。また、市民・事業者・行政が循環型社会へのビジョンを共有しながら、地球にやさしい行動をする「環境市民」となれるよう積極的に取り組みます。

また、福祉や教育など他の行政分野と同様に、様々な市民団体の役割が増えていることから、こうした団体の自主的な取組を支援し、廃棄物処理事業のパートナーとして、協働した事業展開を目指します。

(1) 環境教育・環境学習の促進

「ごみを減らすことによって、良い環境を守りたい」、「子どもたちへ限りある資源を残していきたい」との思いを行動につなげるためには、ごみの排出者としての責任と自覚を持ちながら、今何をすべきかを考え、実践することが必要です。

こうしたことから、行政は、環境について知り、学び、実践する教育・学習の場を拡大し、ごみ問題に関心のある市民の方々や学校等の教育関連機関などと連携を図りながら、より横断的な取組を進めていきます。

(2) 情報の共有化

情報化社会の進展やライフスタイルの多様化に伴い、情報発信の迅速化や、様々な情報媒体の活用、また、インターネットを利用した情報交換システムの充実などが求められています。

こうしたニーズに対応し、効果的にごみの減量・リサイクルを進めるため、市民・事業者・行政が常に新鮮な情報を共有することができる仕組みづくりに努めます。

【ITの活用】

インターネットが普及し、家庭、学校、会社などでインターネットを通じた情報収集・発信が定着しつつあることから、市ホームページの充実などにより、情報の共有化を図ります。

また、インターネット上に市民・事業者・行政が意見交換できる場を設けるなど、新鮮で活発な双方向コミュニケーションの仕組みを構築し、より多くの意見が市政に反映されるよう努めます。

【普及広報の充実】

現在発行している各種広報誌の一層の充実を図るとともに、マスメディアを活用することによって、廃棄物に関する正しい情報を速やかに提供することに努めます。

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

地域に密着した廃棄物減量指導員[※]制度をこれまで以上に充実させるとともに、市民の自主的な活動の一層の活性化を図ります。

(4) 市民参加の促進

ごみ減量の取組は、広範な市民の理解と参加があつてこそ、その全面的な展開が可能となります。

ごみ問題に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、ごみ減量に向けた市民会議を設置するなど、市民参加の促進に向けた環境の整備に努めます。

(5) まちの美化推進

不適正排出や不法投棄、また、駅周辺、繁華街などでポイ捨てによるごみの散乱が問題となっています。

都市における快適な生活空間を守るため、市民・事業者・行政の協働により、ごみのない、美しく魅力あふれるまちづくりを目指します。

2 循環型の処理システムを築く

できる限りごみの発生を抑制していくことを基本に、やむを得ず排出されるごみは、可能な限り資源としての有効利用を図るなど、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷が低減される社会を目指します。

(1) ごみをつくらない社会を創る

市民・事業者は、日常生活や事業活動の中でごみを発生させていることを強く自覚し、責任を持ってごみの発生・排出抑制や資源の有効利用に努めなければなりません。

物の購入、消費、廃棄など各段階において、ごみの発生・排出抑制を基本としたライフスタイルや事業活動への転換を促すなど、ごみをつくらない社会に向けた取組を積極的に推進します。

【ごみの発生を容認しない市場経済の構築】

市民は、ごみになりにくい商品（詰め替え製品等）を積極的に選択するなど、ごみの発生・排出抑制に努める必要があります。

一方事業者には、リサイクルしやすい商品など環境に配慮した製品の開発や再生品の積極的な活用、また、自らの事業活動に伴うごみの減量やリサイクルを推進することが求められます。

このため、あらゆる機会を通じてそれぞれの主体の意識改革を促す取組を進めていきます。

【拡大生産者責任の追及】

ごみ問題の解決に向けては、出されたごみを適正に処理するだけでなく、製造段階までさかのぼった対策が必要となっています。

生産者などが製品の使用后まで一定の責任を果たす「拡大生産者責任[※]」の追及や環境に配慮した製品の積極的な開発などを一層推進することが求められます。

こうした取組は、社会経済システム全体の見直しを含めた対応が必要となることから、関係自治体などと連携し、国や関係業界などに対し働きかけていきます。

【経済的手法の導入】

ごみの減量・リサイクルを推進するための手法の一つとして、ごみの排出量に応じた費用負担や減量に向けた取組に対する助成などを行うことにより、ごみ減量に向けた動機づけや受益者負担の公平化の確保を図る経済的手法があります。

今後、事業者や消費者、そして行政がどのような負担を行うことが望ましいか、また、どのような手法を導入することが必要となるか、本市に有効な経済的手法について調査・研究を行います。

(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

ごみをつくらない努力を先ず行い、次にやむを得ず排出されたごみについては、可能な限り資源化を行います。

資源化にあたっては、その対象物が従来と比較し広がりつつあることから、様々な観点から循環に向くもの・向かないものの整理を行います。

また、処理技術を有する民間事業者の活用を図るなど、民間活力の導入について検討します。さらに、リサイクル市場の拡大により、対象物が広域流動化しつつあることから、国や関係自治体とのより一層の連携を図ります。

【徹底した資源化】

市民、事業者から排出されるごみのうち資源化が可能なものは、技術の向上、リサイクル関連法の整備等により多様化しています。特に紙類、プラスチック類、生ごみなど、排出量の多いものについて、対応が求められています。

徹底した資源化を図るため、市の分別収集や資源集団回収の拡大、事業者による資源化ルートの確保など、様々な取組を推進します。

【環境産業との連携】

本市では、臨海部のエコタウン事業*に見られるように環境産業が多数立地していることから、これらの民間事業者との連携を図ります。

(3) 資源にならないごみは適正に処理する

リサイクルを促進しても最終的には技術上、経済上、また公衆衛生上などの理由から、焼却処理を行わなければならないものは残ります。

資源物とならず焼却処理が必要なものについては、環境への負荷の低減に努めながら適正な処理を行います。

【環境負荷の低減に努めた適正処理】

ごみの処理過程において発生する、ダイオキシン類等の有害物質による環境負荷の一層の低減に努め、安全で安心な適正処理システムを推進します。

また、ごみの排出量や資源化量の推移、焼却灰の熔融技術の動向などを踏まえて検討を行い、事業の効率化や地域事情等を考慮した施設整備に取り組みます。

【ごみ処理施設の整備】

市内から排出される一般廃棄物を適正かつ安定的に処理するため、ごみ処理施設の大規模な整備を計画的に実施し、施設の適正な維持管理を図ります。

また、老朽化した王禅寺処理センターを建替え、新たに「リサイクルパークあさお」を建設し、ごみの適正処理と資源・エネルギーの効率的回収に努めます。

3 新たな視点と発想による施策展開

施策の展開にあたっては、既存の行政システムにとらわれることなく、常に新たな視点や発想で時代の要請を敏感に感じ取りながら事業に取り組みます。

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ

計画を効果的に推進するためには、進行管理が重要となります。

そこで、施策の進捗状況や目標の達成度などについて把握し、施策を客観的に評価する手法の開発を進めるとともに、事業の進行をチェックする機関を設置します。

【施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施】

廃棄物処理事業を推進するためには、それぞれの事業を客観的に評価する必要があります。現在行っている施策がどのような効果をもたらしているのか、その分析を可能にする評価手法や評価指標の開発を目指します。

また、今日のように処理システムや技術開発が著しい状況においては、常に新しい情報収集に努めるとともに、他都市と連携してデータの共有化を図るなど、調査研究の充実に取り組みます。

【計画のフォローアップ】

計画の着実な進行管理を図るため、計画のフォローアップに努めます。また、社会情勢の変化や制度改正などに柔軟に対応するため、必要に応じて適宜見直しを行います。

計画の進行管理や評価・見直しは、市民の参加を得ながら実施していきます。

(2) 費用対効果の分析

低成長経済の中では、将来に過大な負担を残さないような取組が必要となっており、廃棄物処理事業についてもより効率的、効果的な事業運営が求められています。

事業に必要な経費に対しどれだけの効果が得られるのか、いわゆる費用対効果について分析し、その結果を踏まえ、より効率的かつ効果的な施策展開を実施します。

【収集体制の再構築】

ごみ処理過程の中で最も費用を要している「収集・運搬業務」については、事業運営の効率化に向けて最大限の努力が求められていることから、市民の意向を踏まえつつ、より質の高い市民サービスの提供を目指して、収集体制の再構築を図ります。

(3) 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立

廃棄物処理は全市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理が実施できるよう安全・安心な廃棄物処理体制を確立することが重要となります。

そこで、東日本大震災の教訓を活かしながら、災害対策を強化するとともに、安全・安心な廃棄物処理体制の確立を図ります。

行動計画編

行動計画編には、平成27年度までの3年間に取り組むべき施策等について記載しています。

1 改定の背景

本市では、「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を基本理念に、平成 17 年 4 月に「川崎市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、この基本計画に基づき、具体的施策等を位置づけた行動計画を定めております。

また、行動計画については、社会情勢の変化や、制度改正等へ柔軟に対応するため、概ね 3、4 年で見直しを行うこととしており、平成 21 年 4 月に行動計画を改定しました。

その後、この行動計画に基づきミックスペーパーの分別収集の拡充などの 3R を基調とした様々な取組を推進した結果、ごみ量が大幅に減量するなど、計画は概ね順調に推移しています。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、被災 3 県において大量の災害廃棄物が発生し、さらに原子力発電所の事故により放出された放射性物質への対応など、これまでに経験したことが無い様々な事象から、安全性・安定性を確保した廃棄物処理体制に対する重要性は更に増している状況にあります。

このような状況を踏まえ、これまでの取組状況を検証するとともに、社会状況の変化、環境施策の方向性等と整合を図りながら、環境審議会の答申に即して、基本計画の最終期として目標達成に向け、行動計画の改定を行いました。

2 改定における視点

循環型社会の構築に向けた取組を基本としつつ、低炭素社会への取組、更には安全・安心な処理体制の確保など社会状況の変化に対応し、また、基本計画の目標達成に向けて、行動計画の取組をより着実に推進するため、次の 3 つの視点から改定を行いました。

(1) 地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指した取組

基本計画では、廃棄物処理と密接した関係にある地球環境問題などを含む全体を視野に入れ、基本理念として「地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指して」を掲げています。そこで、次の取組に向けて具体的施策を設定しました。

- ① 3R を基調とした循環型社会の構築に向けた取組
- ② 焼却量や燃料使用量の削減など温室効果ガスの削減に寄与する低炭素社会の構築に向けた取組
- ③ 効果的・効率的な事業執行体制の構築に向けた取組

(2) 社会状況の変化等

甚大な被害をもたらした東日本大震災を教訓に災害時を含めたライフラインとして安全・安心な処理体制を確保するとともに、省エネルギーや創エネルギーの促進など廃棄物処理以外の役割等を踏まえながら、具体的施策を設定しました。

また、平成 23 年 3 月に策定した川崎市の「新総合計画 川崎再生フロンティアプラン・第 3 期実行計画」等の関係諸制度における事業の内容等を整理し整合を図りました。

(3) 行動計画の進捗状況の反映

新たな行動計画における目標や具体的施策の設定等に当たっては、目標値の達成状況や具体的施策の進捗状況を踏まえ、基本計画の最終期として目標達成に向けた具体的施策を設定しました。

Ⅱ

計画の期間

基本計画の最終期となる平成 25 年度から平成 27 年度の 3 年間とします。

Ⅲ

行動計画の目標・指標

1 目標

「川崎市一般廃棄物処理基本計画」では、3つの目標（P4、5 参照）を設定し、平成 27 年度までに達成することにより、地球環境にやさしい持続可能な循環型のまちを目指すとともに、埋立処分場の延命化と 3 処理センター体制の実現を目指しています。

また、第 2 期行動計画（平成 21～25 年度）においては、「5 年間で、市民 1 人が 1 日当たりに出すごみを 50 グラム減量する」という目標を掲げ、具体的施策を実施したことにより、平成 22 年度実績値（1,041g/日・人）は目標値（平成 25 年度目標値：1,128g/日・人）をすでに達成しましたが、基本計画に掲げる目標を達成するためには、3R（発生・排出抑制、再利用、再生利用）を基調とした取組を一層推進する必要があります。

このため、新たな行動計画では、基本計画に掲げる目標の達成を目指した目標として、また、ごみの減量とリサイクルに取り組んでいただくため、取組の成果が実感できるような、分かりやすい目標として、平成 22 年度実績を基準に、平成 27 年度までの 3 年間で達成を目指す、次の 3 つの目標を設定します。

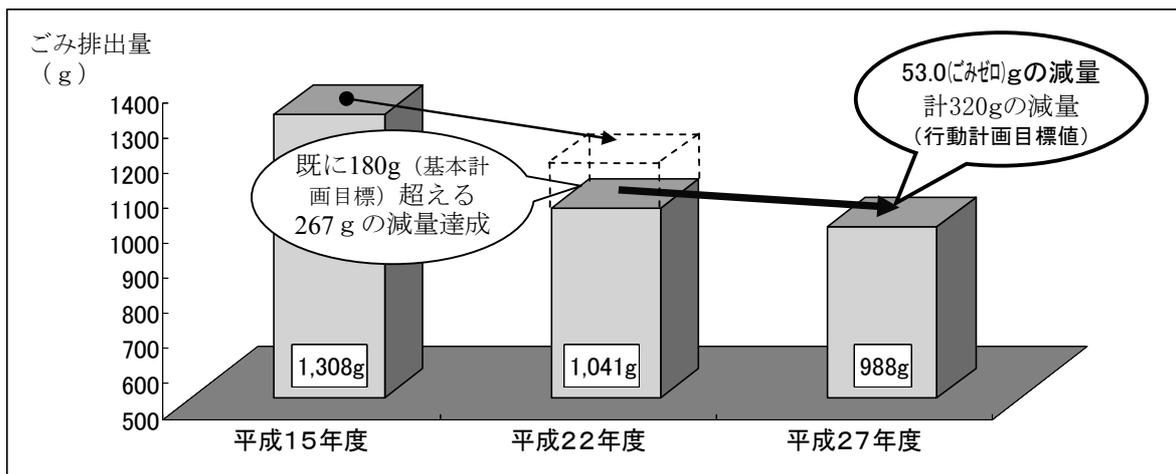
目標 1

ごみの発生抑制の推進

市民 1 人が 1 日当たりに出すごみを 53.0（ごみゼロ）グラム減量します。

基本計画では、平成 15 年度実績を基準年に、平成 27 年度までに 180 グラム減量することとしていましたが、平成 22 年度実績において 267 グラム減量し、既に基本計画の目標を達成しています。

そこで、新たな行動計画では、ごみ処理の将来予測等をもとに、平成 22 年度実績を基準年に、53.0（ごみゼロ）グラム減量することにより、市民 1 人が 1 日当たりに出すごみを 988 グラムまで減量することとします。



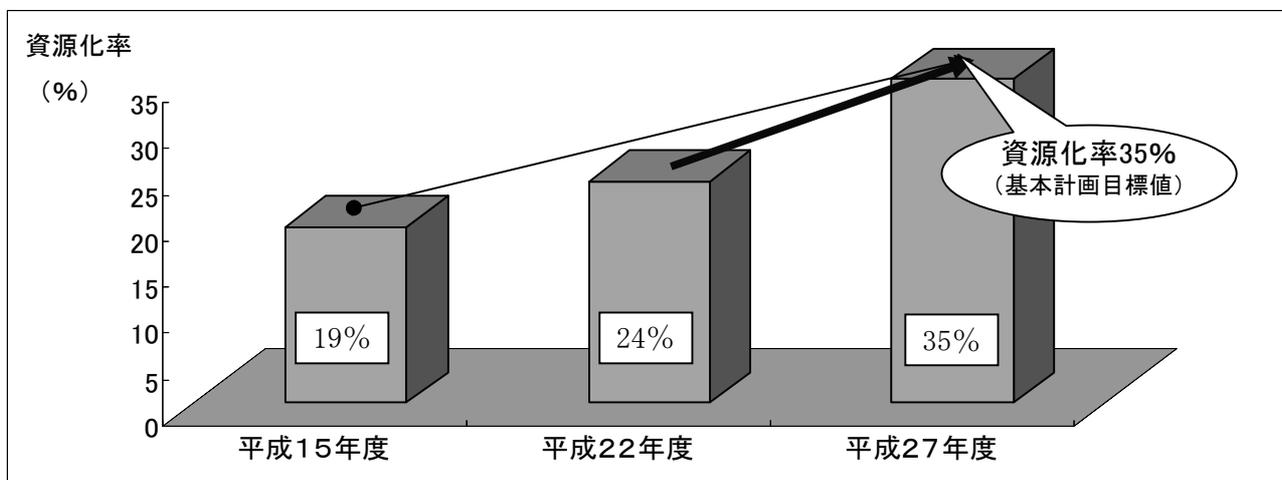
目標 2

リサイクルの推進

市全体の資源化率を 35%にします

基本計画では、平成 27 年度までに資源化量を 20 万トン（資源化率 35%）とすることとしております。

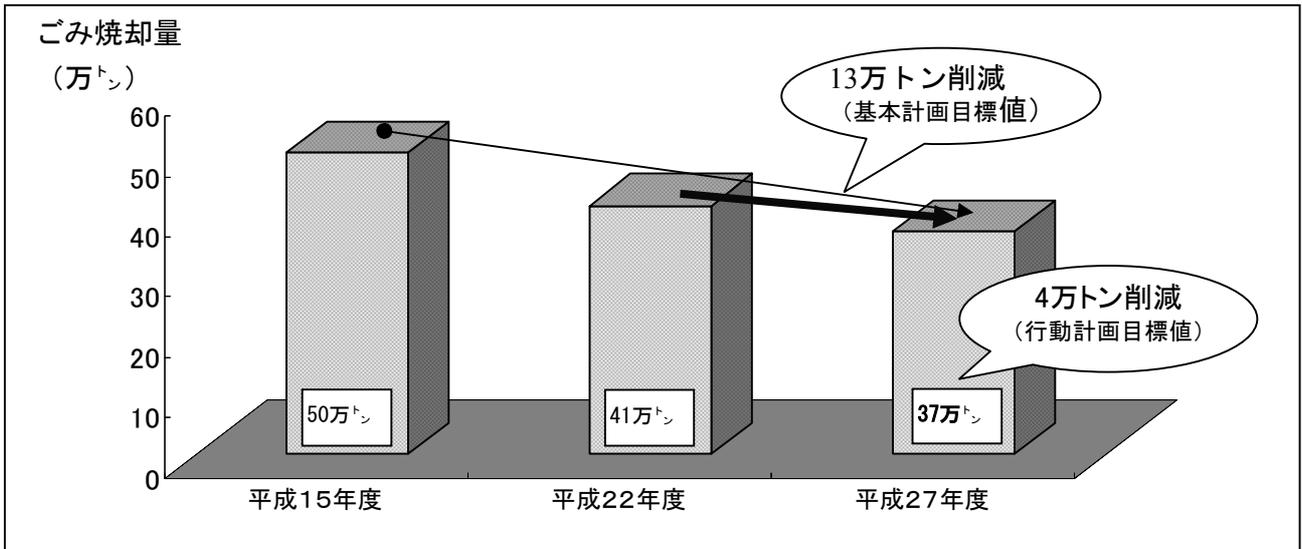
平成 22 年度時点では、12.9 万トン（24%）であり、目標の達成に向けた途中の段階となりますので、新たな行動計画では、基本計画の目標と同様に、資源化率 35%を設定します。



目標 3**焼却量の削減****ごみ焼却量を 4 万トン削減します**

基本計画では、平成 15 年度実績 50 万トンを基準年に、平成 27 年度までに 13 万トン削減し、37 万トンとすることをしています。

平成 22 年度時点では、8.8 万トンの削減であり、目標の達成に向けた途中の段階となりますので、新たな行動計画では、基本計画の目標と同様に、平成 22 年度実績を基準年に約 4 万トン削減し、37 万トンとすることを目指します。

**【内訳】**

大きな削減となっている事業系ごみなどのこれまでの削減実績やミックスペーパーやプラスチック製容器包装の分別収集など平成 25 年度以降の施策の予定などを考慮し、削減目標 4 万トンの内訳の目安として家庭系ごみ、事業系ごみの焼却量の削減目標を設定します。

内 訳	削減量
家庭系ごみ焼却量	3.3 万トン
事業系ごみ焼却量	0.7 万トン
合 計	4 万トン

2 指標

第2期行動計画では、廃棄物分野においても地球温暖化対策との関係性を強化するため、補助指標として温室効果ガス削減率を設定していましたので、新たな行動計画においても引き続き、次のとおり、設定します。

指標

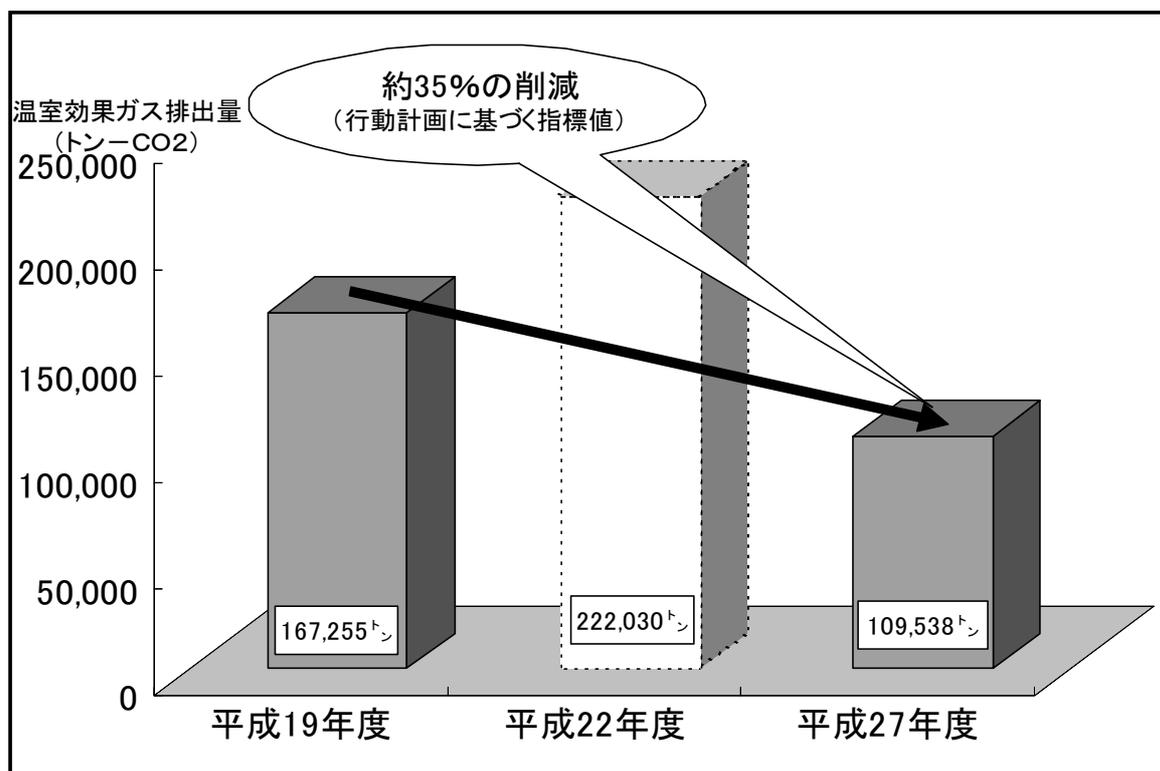
温室効果ガス削減率

廃棄物分野における温室効果ガス排出量を35%削減します。

ごみ焼却量の着実な削減に対し、年度において温室効果ガスが増減する原因は、焼却ごみ中の廃プラスチック類と繊維類の組成率の増減に左右されていることが考えられます。

平成22年度時点では、平成19年度と比較してごみ焼却量は着実に減っていますが、温室効果ガスの排出量は222,030トン（基準年32.7%増）となっております。

そこで、第2期行動計画における指標と同様に、プラスチック製容器包装分別収集の全市実施などの取組により、平成27年度までに平成19年度実績を基準として設定した指標達成を目指します。



基本計画の最終期となる新たな行動計画においては、53（ごみ）の具体的施策の中から重点的・優先的に取り組む施策などを基本的な考え方に基づく次の視点から重点施策として設定します。

また、基本計画の目標達成に向けて、とりわけ優先順位の高い重点施策を最重点施策として位置付けます。

なお、重点施策については、点検・評価を行うため、目安となる数値や進捗状況等を参考指標として設定します。

【重点施策設定の視点】

- ① 3R を基調とした循環型社会の構築に向けて効果の大きな施策
- ② 温室効果ガスの削減に寄与する低炭素社会の構築に向けて効果の大きな施策
- ③ 効果的・効率的な事業執行体制の構築に向けて効果の大きな施策
- ④ ライフラインとして安全・安心な処理体制の確保に効果の大きな施策
- ⑤ 省エネルギーや創エネルギーの促進など廃棄物処理以外の効果の大きな施策
- ⑥ 基本計画の最終期として目標達成に向けて効果の大きな施策
- ⑦ その他、特に重点的に取り組む必要のある施策

（１）3処理センター体制への移行【最重点】

一部のごみ焼却処理施設では稼働 30 年を超過し、老朽化が進行していますが、狭隘な敷地の状況から稼働しながらの建替は困難な状況となっています。

そこで、安定的かつ効率的な廃棄物処理を目指し、計画的な建替工事を行うため、平成 23 年 10 月に「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」を策定しました。

この整備方針では、現在の 4 つの敷地を有効活用し、市全体で通常、3 つの処理センターを稼働し、1 処理センターを休止、建設中とする 3 処理センター体制に平成 27 年度から移行することとしています。

3 処理センター体制への移行は、温室効果ガス（年間約 3.6 万 t-CO₂）の削減をはじめとする環境負荷の低減だけでなく、建替による安定的な稼働が担保でき、さらに建設工事や維持管理に伴う経費（40 年間で約 720 億円）の削減に繋がるものです。

そこで、平成 27 年度にこの移行を確実に実施するため、「プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大」や「普通ごみの収集回数の見直し」などの施策を行い、年間のごみ焼却量を 37 万トンまで削減するとともに、3 処理センター体制を見据えた収集処理体制の整備などを進めます。

参考指標 ⇒ ごみ焼却量

(2) プラスチック製容器包装の分別収集の拡大【最重要】

容器包装リサイクル法*の対象である、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（家庭系ごみの7.0%〔平成20年度川崎市調査〕）の分別収集は、ごみの減量だけでなく、資源の有効利用と温室効果ガス排出量の削減につながります。

プラスチック製容器包装の分別は、市民一人ひとりが家庭内分別の作業をする中で発生抑制の意識が芽生え、ごみ減量への各種の行動が起きてくることから、分別協力度の向上や発生抑制などの相乗効果が期待されます。

実績として、平成23年3月にプラスチック製容器包装を先行実施している南部3区においては1世帯あたりのミックスペーパーの分別排出量が、北部4区と比較し約1.5倍と分別協力度が高く、さらに普通ごみも北部4区より大幅に減量されております。（分別効果：資料編P54参照）

このような効果も含め、資源化をより促進することを目指し、平成25年9月を目途に北部4区へ分別収集を拡大し、全市実施を図ります。

参考指標 ⇒ 収集量

(3) 普通ごみの収集回数の見直し【最重要】

平成19年4月に普通ごみの収集回数を週4回から週3回へ変更し、作業の効率化や分別収集の拡充を図り、その結果、普通ごみは前年度と比較して約7千tの減となりました。また、作業の効率化により、数億円相当の経費縮減効果を他の施策に還元するなど大きな成果を挙げております。

このように、普通ごみの収集回数の減少は、市民の分別排出など環境配慮行動のインセンティブに繋がり減量化・資源化の促進が見込まれるほか、収集運搬の効率化による温室効果ガスの削減や事業執行体制の効率化など様々な実施効果が見込まれます。

収集回数の見直し以降の普通ごみは、ミックスペーパーなどの分別収集の拡大や環境意識の向上、経済状況の停滞などにより、さらに大きく減量しております。

特に、プラスチック製容器包装の分別収集を実施している南部3区では、大きく減量しているとともに、嵩張るプラスチック製容器包装が除かれたことにより、大幅に容積が減少しています。

また、政令指定都市の生ごみを含むごみの収集回数は本市を含む3市が週3回、他の17市が週2回で実施しており、全国的にもほとんどの自治体が週2回となっています。

そこで、このような普通ごみの排出実態や他の自治体の状況も踏まえ、プラスチック製容器包装の全市実施とあわせ、平成25年9月を目途に普通ごみの収集を現行の週3回から週2回に変更し、減量化・資源化の一層の促進や収集距離の縮小による環境負荷の低減、作業量の平準化による効率的な事業執行体制の構築に向けて取り組めます。

参考指標 ⇒ 見直しの進捗状況

(4) 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立【最重点】

廃棄物処理は全市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理が実施できるよう安全・安心な廃棄物処理体制を確立することが重要となります。

特に今回の東日本大震災は、放射能問題をはじめ、これまでに経験しない規模等の被害が生じており、廃棄物の分野においても、改めて検討することが必要となっております。

そこで、今回の教訓を活かしながら、収集処理体制の安定化や廃棄物処理施設の耐震化、広域的な協力体制の拡充など災害対策を強化するとともに、放射性物質が検出された焼却灰等については、安全性を確認するためモニタリングを継続していくなど、安全・安心な廃棄物処理体制の確立を図ります。

参考指標 ⇒ 取組の進捗状況

(5) 分別排出の徹底

分別収集を実施している空き缶・空きびん・ペットボトルなどについて、一部が普通ごみに混入しているなど、未だに分別排出が徹底されていない状況が見受けられます。

特にミックスペーパーやプラスチック製容器包装は素材別の分別が必要であり、分別排出の手間がかかる懸念があることから、今後は、平成 23 年 3 月の分別後の排出実態の検証を踏まえながら、普通ごみを含め、イエローカードの貼付など分別排出指導の強化を図り、徹底した資源化によるごみ焼却量の削減とごみの減量・リサイクルを推進します。

参考指標 ⇒ 家庭系ごみ焼却量

(6) 廃棄物減量指導員等との連携強化

廃棄物減量指導員は、ごみの減量・リサイクルを推進するため、地域におけるボランティア・リーダーとして、また、市民と行政とのパイプ役として活動しています。

ごみの減量・リサイクルの推進は、廃棄物減量指導員をはじめとした地域の協力が不可欠であることから、廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じた勉強会や情報交換をはじめ、平成 23 年度に新たに開始した 3R 推進デー^{*}等様々な活動を行い、廃棄物減量指導員と生活環境事業所や関係機関等との連携強化を図ります。

参考指標 ⇒ 3R 推進デーの回数

(7) 集積所周辺等の環境美化

ごみの散乱が目立つ集積所の周辺等については、排出状況を調査し、啓発・指導を徹底するとともに、周辺住民・廃棄物減量指導員の協力のもと、平成 23 年度に新たに開始した 3R 推進デー等様々な活動を通じ、集積所周辺等の環境美化を図ります。

参考指標 ⇒ 3R 推進デーの回数

(8) 橋処理センターの建替

橋処理センターは稼動から 30 年を超え、老朽化に伴い建替が必要となっています。

新しい焼却処理施設においては、平成 23 年 10 月に策定した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」に基づき、低炭素社会の構築と電力供給の逼迫や緊急時にも安定的に稼動できるよう、廃棄物発電の高効率化を図るとともに、最新式排ガス処理設備の導入等により周辺環境対策にも十分配慮しながら、建替を実施します。

参考指標 ⇒ 建設計画の進捗状況

(9) 出前ごみスクールの充実

3R を推進するためには、次代を担う子どもたちへの意識付けが重要なことから、小学生を対象とした「出前ごみスクール」については、市民団体等との連携などを検討しつつ、リデュース（発生抑制）をはじめとした 3R の重要性やプラスチック製容器包装の分別収集、3 処理センター体制の実現、ごみ発電の実施など廃棄物分野における地球温暖化対策の取組事例の紹介を行うなど、内容の充実を図ります。

参考指標 ⇒ 開催回数

(10) ふれあい出張講座の充実

町内会・自治会等の集会や地域のイベントなどで、ごみの減量・リサイクルの体験などを行う「ふれあい出張講座」については、市民団体等との連携などを検討しつつ、リデュース（発生抑制）をはじめとした 3R の重要性、ごみ処理に係る経費やプラスチック製容器包装の分別収集、3 処理センター体制の実現、ごみ発電の実施など廃棄物分野における地球温暖化対策の取組事例の紹介を行うなど、内容の充実を図ります。

参考指標 ⇒ 開催回数

(11) レジ袋削減に向けた取組

レジ袋の削減は、地球温暖化対策にも寄与し、環境意識の向上にも繋がることから、市民・事業者・行政の協働による環境配慮型のライフスタイルの普及に向け、レジ袋の削減やマイバッグ使用などが広く社会に浸透するよう、広報の充実や事業者への協力要請等の取組を進めます。

参考指標 ⇒ 取組（協力）店舗数

(12) 事業系ごみの減量化・リサイクルの推進

焼却ごみ量の約3割を占める事業系ごみの減量は重要な課題となっています。事業者処理責任の観点から、ごみを多量に排出する事業者等に対する指導の徹底や、事業系生ごみの減量化指導などの取組を推進するとともに、リサイクルルートの整備等、事業系ごみの減量・リサイクルに向けた取組を推進します。

参考指標 ⇒ 事業系ごみ焼却量

(13) 資源集団回収事業の充実

ごみの減量とリサイクルを推進するため、現在、町内会・自治会、学校 PTA 等の約1,200団体が紙類・布類・びん類の資源集団回収を実施しています。

資源集団回収量は、市のごみ総排出量の約1割を占め、その重量当たりの処理経費は市の普通ごみ処理費用の約10分の1とごみ減量だけではなく費用対効果の面からも有効な事業です。

今後も、ごみの減量・リサイクルの促進に向け、回収頻度・回収拠点の増加や情報提供の充実を図るなど、活動を活性化させる施策の充実を図ります。

参考指標 ⇒ 実施団体数

(14) 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進

家庭系ごみの29.8%（平成20年度川崎市調査）を占める生ごみの減量・リサイクルについては、「かわさき生ごみリサイクルプラン」（平成19年2月）に基づき、今後も、これまでの様々な経過を踏まえながら、生ごみ処理機等の活用や生ごみリサイクルに関わる学習の場としての講習会開催など家庭系生ごみを中心とした小さな循環の拡大を図るとともに、事業系生ごみを中心とした大きな循環について民間主体の減量・リサイクルの取組の拡大を図ります。

参考指標 ⇒ 生ごみの減量・リサイクルの取組件数
(電動生ごみ処理機等助成件数等)

(15) ごみ発電事業の推進

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、これまでも熱回収により発電や蒸気供給等に活用しており、平成24年4月から稼働したリサイクルパークあさおのごみ焼却処理施設においても、高効率な熱回収設備を導入しており、全てのごみ焼却処理施設で発電しております。

今後も、新設するごみ焼却処理施設に高効率な熱回収設備を導入し、ごみ発電事業等を推進することにより、化石燃料の消費量を抑制し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

参考指標 ⇒ 発電量、売電量

(16) 搬入禁止物の混入防止

4つの処理センターに搬入されるごみの中には、搬入してはいけない産業廃棄物や処理困難物、資源物等が混入しているため、内容物審査を充実し、監視・指導を強化します。

参考指標 ⇒ 事業系ごみの施設搬入量

(17) リサイクルパークあさおの建設

王禅寺処理センターの老朽化に伴い整備を進めている「リサイクルパークあさお」については、順調に工事が進み、平成24年度にごみ焼却処理施設が稼動しました。

今後は、粗大ごみや空き缶、空きびん、ペットボトルなどの資源化処理施設やプラザ棟、ふれあいの広場等の建設を着実に進め、総合的なごみ処理施設を整備します。

参考指標 ⇒ 建設計画の進捗状況

(18) 施策の効果分析手法による点検・評価

国が策定した「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）等を参考に、様々な施策の効果や計画目標の達成状況等を明らかにすることにより、市民・事業者・行政が状況を共有できる評価手法を導入し、各施策の点検・評価を実施します。

参考指標 ⇒ 点検・評価の実施状況

世界的な課題である地球温暖化対策については、廃棄物分野においても低炭素社会に向けた取組との連携を強化していくことが求められており、低炭素・資源循環・自然共生の三本を柱に、CCかわさき“エコ暮らし”をキャッチフレーズとして、環境配慮行動を広く市民に呼びかけるキャンペーンを全市で展開するなど取組を推進してきました。

行動計画においても、プラスチック製容器包装の分別収集の全市拡大など、廃棄物分野における温室効果ガスの指標値の達成に寄与する施策等、より一層取組を推進し、温室効果ガス排出量の確実な削減を目指します。

(1) 3 処理センター体制への移行

ごみ焼却処理施設では、焼却に伴い発生するCO₂だけでなく、プラント機器の稼動に伴うエネルギー消費由来の温室効果ガスが発生します。

そこで、稼動する処理センターを3 処理センター体制に移行することにより、エネルギー消費の効率化を図り、温室効果ガス排出量の削減につなげます。

(2) プラスチック製容器包装の分別収集の拡大

化石燃料を原料とするプラスチック類の焼却処理は、温室効果ガスを排出し、大気中のCO₂濃度を上昇させる要因となります。

家庭系ごみの7.0%を占めるプラスチック製容器包装の分別収集の拡大は、ごみの減量・リサイクルの推進だけではなく、資源の有効利用と温室効果ガス排出量の削減にもつながります。

(3) 普通ごみの収集回数の見直し

普通ごみの収集回数を現在の週3 回から週2 回に見直すことにより、収集運搬が大幅に効率化されることから、燃料消費に伴う温室効果ガスの削減が図れます。

さらに、収集回数の減少は、ごみの発生抑制による減量化やプラスチック製容器包装などの資源化の促進が期待されるほか、ごみ袋の削減にも寄与するものと考えられ、温室効果ガスが削減されます。

(4) 収集車両の最適化

川崎市では、平成7 年10 月から廃棄物の鉄道による輸送を実施するなど、自動車の排気ガス等を抑制することによる環境負荷の削減に努めています。

ミックスペーパーやプラスチック製容器包装などの分別収集の拡充に伴い、嵩張るごみが普通ごみから除かれ、生ごみなどの比重の大きいごみが中心となるごみ質の変化することから、今後収集車両の最適化を進めることにより、収集運搬に伴う温室効果ガスの発生を更に抑制します。

(5) 普及啓発拠点の充実

3Rの取組が単なる資源の有効利用ということではなく、地球温暖化問題やエネルギー問題と密接に関係していることを広く学習することは、ごみの発生抑制や分別排出などの環境配慮行動をより一層促進し、温室効果ガスの削減に繋がります。

平成 23 年度に開館した「かわさきエコ暮らし未来館」は、浮島処理センター内に併設され、ごみ焼却処理施設や資源化処理施設、さらには隣接したメガソーラー施設の見学など、目に見える形で体感しながら、これらの環境問題が学習できるような普及啓発拠点となっており、今後も、リサイクルパークあさお内に設置されるプラザ棟の整備など普及啓発拠点の充実を図ります。

(6) レジ袋削減に向けた取組

レジ袋は、製造段階と廃棄段階で温室効果ガスを排出しますが、高密度ポリエチレン製レジ袋1枚をCO₂排出量に換算すると、約100グラムになるといわれています。

不要なレジ袋の削減は、日常生活の中で最も身近で誰でも取り組むことができる環境に配慮した行動であり、今後も、レジ袋の削減をはじめ、マイバッグの使用などが広く社会に浸透するよう、広報の充実や事業者への協力要請等の取組を進めます。

(7) ごみ発電事業の推進

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、これまでも熱回収により発電や蒸気供給等に活用してきており、平茂 24 年 4 月から稼動したリサイクルパークあさおのごみ焼却処理施設においても、高効率な熱回収設備を導入しております。今後も、ごみ発電事業等を推進することにより、化石燃料の消費量を抑制し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。

(8) 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進・バイオマス資源の利用の促進

バイオマス資源*は、化石燃料の代替となり、温室効果ガスの排出抑制につながることから、低炭素社会の実現に向けて、再生可能エネルギーとしての活用も期待されており、生ごみなどの減量と温室効果ガス排出抑制の観点から取組を推進します。

3Rを基調とした取組をさらに推進し、基本計画における目標の達成をより確実なものとするために、これまで取り組んできた施策の中で、充実・拡大していく必要があるものや、新たに取り組む必要があるものを含め、具体的施策として53（ごみ）施策を設定します。

基本施策 1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

（1）環境教育・環境学習の促進

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクルを推進するためには、まず環境への意識を高めることが必要となります。

今後も、「川崎市環境教育・学習基本方針（改訂版）」（平成18年3月）に基づいてごみに関する環境教育・学習を実施し、その促進を図ります。

① 出前ごみスクールの充実【重点】

平成17年度から小学生を対象に実施している「出前ごみスクール」については、実施回数を拡大するなど実施してきましたが、今後も引き続き実施するとともに、市民団体等との連携などを検討しつつ、リデュースをはじめとした3Rの重要性や廃棄物分野における地球温暖化対策の取組事例の紹介を行うなど、内容の充実を図ります。



H25	H26	H27
→		
	内容の充実	

※スケジュールの和暦は年度を示しています。（以下同じ）

② ふれあい出張講座の充実【重点】

平成17年度から実施している「ふれあい出張講座」は町内会・自治会等の集会や地域のイベントなどで、ごみの減量・リサイクルの体験学習などを行い、実施回数の拡大を図ってまいりましたが、今後も、引き続き実施するとともに、市民団体等との連携などを検討しつつ、リデュースをはじめとした3Rの重要性、ごみ処理に係る経費や廃棄物分野における地球温暖化対策の取組事例の紹介を行うなど、内容の充実を図ります。

H25	H26	H27
→		
	内容の充実	

③ 3R 推進講演会の開催

3R の推進に向けた意識啓発及び環境学習の場として、廃棄物減量指導員を中心とした市民、事業者を対象に講演会を毎年開催します。

④ 環境教育用教材の充実



小学校の中学年が学校教材として利用している社会科副読本「くらしとごみ」については、子どもたちが理解しやすく、興味が湧くように内容の充実に図ります。

H25	H26	H27
→		
小学校中学年を対象に配布 社会科教育研究会での検討		

⑤ リユース食器やマイボトルの普及

お祭りやイベントなど多くの人が集まる場所において、リユース食器やマイボトルの使用を普及促進する取組を進め、再利用に向けた意識の向上を図ります。

⑥ 幼児環境教育プログラム

市内幼稚園を対象に、平成 19 年度に策定した環境全般に関する幼児環境プログラムを活用した取組を推進します。

⑦ エコ・クッキング講習会の開催

小学校 PTA を対象として実施しているエコ・クッキング*講習会を開催し、市民の生ごみ減量や環境配慮型ライフスタイルへの転換を促すなど、環境に対する意識の向上を図ります。

⑧ 普及啓発拠点の充実【新規】

ごみ焼却処理施設の見学など廃棄物処理を体感しながら啓発施設で学習することは非常に効果的です。

さらに、3R は、地球温暖化問題と密接に関係し、市民の環境に対する取組を促進することから、これらの環境問題に関する学習啓発や実践活動を行える拠点の整備の充実を図ります。



かわさきエコ暮らし未来館

(2) 情報の共有化

【ITの活用】

① 市ホームページの充実

市ホームページの中に「ごみ・リサイクルのページ」を設け、「ごみと資源物の分け方・出し方」など、必要な情報をお知らせしています。

情報通信環境の拡充に伴い、ごみに関する情報や市民団体等の活動、取組成果の紹介、ごみ処理にかかる経費など、様々な情報伝達の手段として、ホームページの一層の充実を図ります。

【普及広報の充実】

② 広報誌の充実



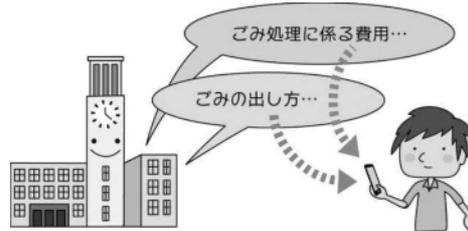
ごみと資源物の分け方・出し方や収集日等をお知らせする「ごみと資源物の分け方・出し方」を作成し、市内全世帯へ配布するとともに、外国人市民に向け6ヵ国語版の「ごみと資源物の分け方・出し方」も作成しています。

また、基本計画の取組状況等をお知らせする「かわさきチャレンジ・3R ニュース」を年に数回発行しています。

今後も、情報の共有化を促進するため、ごみに関する情報など必要な情報をより分かりやすく提供することや内容の充実を図ります。

③ 多様な媒体を活用した情報提供

マスメディアやソーシャルネットワーキングサービス（SNS）*などの多様な媒体を活用するなど、広範囲に廃棄物に関する情報の提供できる仕組みの検討を進めます。



④ 家庭のごみダイエット・チェックシートの普及

市民の日常生活の中での3Rの取組の目安となるよう作成した「家庭のごみダイエット・チェックシート」について、広報誌への掲載やホームページ等を活用した取組状況の共有化により、ごみの減量・リサイクルへの意識の向上を図ります。



H25	H26	H27
→		
チェックシートの普及		

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

① 廃棄物減量指導員等との連携強化【重点】

廃棄物減量指導員は、ごみの減量・リサイクルを推進するため、地域におけるボランティア・リーダーとして、また、市民と行政とのパイプ役として活動しています。

ごみの減量・リサイクルの推進は、廃棄物減量指導員をはじめとした地域の協力が不可欠であることから、廃棄物減量指導員連絡協議会等を通じた勉強会や情報交換をはじめ、平成23年度に新たに開始した3R推進デー等様々な活動を行い、廃棄物減量指導員と生活環境事業所や関係機関等との連携強化を図ります。



H25	H26	H27
→		
減量指導員等との連携強化		

② 市民リサイクル活動への支援

ごみの減量、再使用及びリサイクルに向けた市民活動の活性化のため、市民団体に対し「かわさき市民公益活動助成制度*」などによる支援を行っています。

今後も引き続き、こうした制度の活用などにより支援の充実を図ります。

③ フリーマーケットの開催

家庭内で不用になったものの再利用を推進するため、市民の手によるフリーマーケットが数多く開催されていますが、市民のリサイクル活動を積極的に推進するため、今後も市主催のフリーマーケットを開催します。

(4) 市民参加の促進

① 「川崎市ごみ減量推進市民会議」の開催



市民の方がごみ問題や3Rの推進に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、市民、廃棄物減量指導員、ごみリサイクル等に関する市民活動団体、事業者団体、学識経験者などから構成する「川崎市ごみ減量推進市民会議」を平成19年1月に設置しています。

今後も、市民・事業者・行政のパートナーシップに基づく取組について、意見を交換し、活動の実践を図ります。

(5) まちの美化推進

① 不法投棄防止に向けた取組

ごみの不法投棄は臨海部を中心に見られる状況にあるため、タクシー協会や関係機関と連携し監視するとともに、巡回パトロールや不法投棄常習場所への防止看板、監視カメラの設置等により不法投棄の防止を図ります。



H25	H26	H27
		➔
関係機関との連携による巡回パトロールの実施 防止看板・監視カメラ等の設置	の連携による巡回パトロールの実施 監視カメラ等の設置	監視の実施

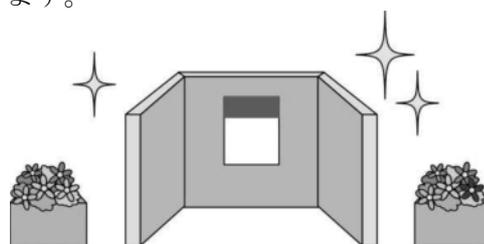
② 不適正排出指導の徹底

事業者処理責任の徹底と受益者負担の公平性の確保を図るため、事業系ごみは、事業者が許可業者に収集を委託するか、自ら処理センターに持ち込むこととしていますが、一部で家庭用のごみ集積所に排出する事業者が見受けられることから、不適正排出事業者に対する指導の徹底を図ります。

③ 集積所周辺等の環境美化【重点】

ごみの散乱が目立つ集積所の周辺等については、排出状況を調査し、啓発・指導を徹底するとともに、周辺住民・廃棄物減量指導員の協力のもと、新たに開始した3R推進デー等様々な活動を通じ、集積所周辺等の環境美化を図ります。

H25	H26	H27
		➔
集積所周辺等の環境美化		



④ 各種普及啓発キャンペーンの実施



国が主唱する「ごみ減量・リサイクル推進週間」行事の一環として「ごみゼロの日」にちなみ5月30日に、また、『環境衛生週間』行事の一環として、市内統一美化活動と連動し、9月24日から10月1日の間に1回、大規模キャンペーンを実施しています。

さらに、ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーンを関係部局や区役所等と連携し、毎月各区の主要駅で啓発・清掃活動を実施しています。

今後も、これらの事業を継続して実施し、市民の環境意識やモラルの向上を図ります。

基本施策 2 循環型の処理システムを築く

(1) ごみをつくらない社会を創る

【ごみの発生を容認しない市場経済の構築】

① グリーン購入の促進

ごみの発生が少ない製品やリサイクル可能な製品、環境への負荷が少ない製品を積極的に購入し利用する、グリーン購入*の拡大に向けた取組を推進します。



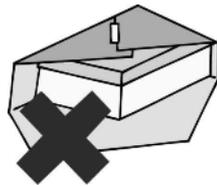
H25	H26	H27
→		
グリーン購入の促進		

② 製品の適正包装の推進

市内の大手スーパー・デパート・商店街等約 1,600 店舗に対し、適正包装とレジ袋削減の推進について協力を要請しています。特に主要駅のデパート等に対しては個別に訪問し、協力を要請しています。

今後も、協力要請や個別訪問を継続するとともに、事業者との連携を通じたごみ減量の取組を推進します。

また、市民に対しては、バラ売り商品の購入や買い物袋を持参する環境配慮型ライフスタイルへの転換を促し、適正包装の推進に努めます。



H25	H26	H27
	店舗への協力要請	1,700 店舗
→		
個別訪問の実施		

③ レジ袋削減に向けた取組【重点】

地球温暖化対策の推進と循環型社会の構築に向け寄与するレジ袋の削減については、レジ袋はもらわない、配らないといった市民・事業者の身近な行動が重要です。



今後も、環境配慮型ライフスタイルの確立に向けた取組の一つとして、市民・事業者・行政の協働によるレジ袋の削減や、マイバッグの使用を促進するため、広報の充実や事業者への協力要請等の取組を進めます。

④ リサイクルエコショップ制度の充実

リサイクルエコショップ*としては389店舗（1商店街含む）を認定しています。

今後は、市民の認知度向上など、現行制度の課題を整理し、地球温暖化対策や地域の活性化とも関連付けながら、その充実を図ります。



H25	H26	H27
389 店舗		500 店舗
	制度の拡充	

⑤ 事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底【重点】

事業者には、自らの事業活動で生じたごみを減量し、資源化する事業者処理責任*があります。

焼却ごみ量の約3割を占める事業系ごみの減量・リサイクルは大変重要な課題となっているため、ごみを多量に排出する事業者等に対し、ごみの減量・リサイクルを促す指導の徹底を図ります。

【拡大生産者責任の追及】

⑥ 環境に配慮した製品の開発の促進

製造業者が、使用後のことも考慮に入れた製品設計を行うことにより、廃棄物となった場合の適正な再利用・再生利用・処分が簡単に行えるなど、環境に配慮した製品を開発し、その処理やリサイクルに責任をもつシステムの確立に向け、関係自治体と連携して取組を進めます。

【経済的手法の導入】

⑦ 効果的な経済的手法の研究

経済的手法については、排出量に応じた負担の公平化及び住民の意識改革を進めるため、一般廃棄物処理の有料化の推進を図るべきであるとして、平成19年6月に国が「一般廃棄物処理有料化の手引き」を策定しています。

本市においては、分別収集の拡充などごみの減量・リサイクルに取り組むための体制の整備や、効果的・効率的な執行体制の整備を図るとともに、サービスの向上に向けた取組を前提として、ごみの減量化の推進と排出量に応じた負担の公平性を確保するため、市民や事業者に対する効果的な経済的手法について、引き続き調査・研究を行います。

(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

【徹底した資源化】

① 資源集団回収事業の充実【重点】

資源集団回収は、市民・事業者・行政のパートナーシップによる事業であり、年間回収量は市のごみ総排出量の約1割を占めます。一方、その重量当たりの処理経費は市の普通ごみ処理費用の約10分の1であり、ごみの減量だけでなく費用対効果の面でも有効な事業です。

今後も、ごみの減量とリサイクルの推進に向け、回収頻度・回収拠点等の増加、効果的な広報活動による情報提供の充実など、活動を活性化させる施策の充実を図ります。



H25	H26	H27
	回収量	
51,000t		53,000t

② プラスチック製容器包装の分別収集の拡大【最重要】

容器包装リサイクル法の対象である、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装（家庭系ごみの7.0%）の分別収集は、ごみの減量だけでなく、資源の有効利用と温室効果ガス排出量の削減につながります。

プラスチック製容器包装の分別は、市民一人ひとりが家庭内分別の作業をする中で発生抑制の意識が芽生え、ごみ減量への各種の行動が起きてくることから、分別協力度の向上や発生抑制などの相乗効果が期待されます。

実績として、平成23年3月にプラスチック製容器包装を先行実施している南部3区においては1世帯あたりのミックスペーパーの分別排出量が、北部4区と比較し約1.5倍と分別協力度が高く、さらに普通ごみも北部4区より大幅に減量されております。

このような効果も含め、資源化をより促進することを目指し、平成25年9月を目途に北部4区へ分別収集を拡大し、全市実施を図ります。



H25	H26	H27
全市実施		

③ 分別排出の徹底【重点】

分別収集を実施している空き缶・空きびん・ペットボトルなどについて、一部が普通ごみに混入しているなど、未だ分別排出が徹底されていない状況が見受けられます。

特にミックスペーパーやプラスチック製容器包装は素材別の分別が必要であり、分別排出の手間がかかることが懸念されることから、徹底した資源化によるごみ焼却量の削減とごみの減量・リサイクルを推進するため、今後は、普通ごみを含め分別排出指導の強化を図ります。

H25	H26	H27
→		
分別排出の徹底		



資源物の分別排出にご協力を！

④ 拠点回収・店頭回収の拡充【新規】

資源集団回収や分別収集などを補完し、牛乳パックや白色トレイなどの資源物の拠点回収やリサイクルエコショップ等を通じた店頭回収の拡充を図るとともに、廃食用油や廃蛍光灯などについて、リサイクルや適正処理を推進するため、資源物の拠点回収・店頭回収の方策について、調査・研究を行います。

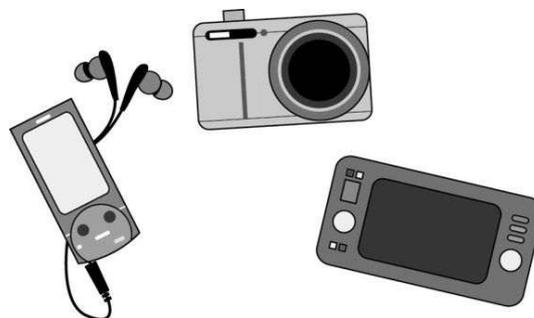


H25	H26	H27
→		
事業の実施・拡大		

⑤ 小型電気電子機器のリサイクル【新規】

都市鉱山とも言われる廃棄された小型電気電子機器に含まれる有用金属は、天然資源の消費削減や有害廃棄物の管理、廃棄物の減量化の観点からリサイクルすることが望ましいものです。

現在、鉄やアルミなど一部の金属についてリサイクルしていますが、今後は、リサイクル技術の高度化や国等で進められる制度の進捗を踏まえ、本市の特性に合わせたリサイクルシステムの導入について検討を進めます。



⑥ 「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進【重点】

家庭系ごみの29.8%を占める生ごみについては、ごみ焼却量の削減に向けて、その減量・リサイクルが重要課題であり、また、事業系の生ごみについては、食品リサイクル法※（平成13年5月施行）の制定により、本格的な減量・リサイクルが始まっています。

このような状況の下で、本市では、地域特性に即した「かわさき生ごみリサイクルプラン」を平成19年2月に策定しました。

今後は、これまでの経過を踏まえながら、生ごみ処理機等の活用や生ごみリサイクル講習会の開催など家庭系生ごみを中心とした小さな循環を拡大するとともに、事業系生ごみを中心とした大きな循環について民間主体の減量・リサイクルの取組の拡大を図ります。

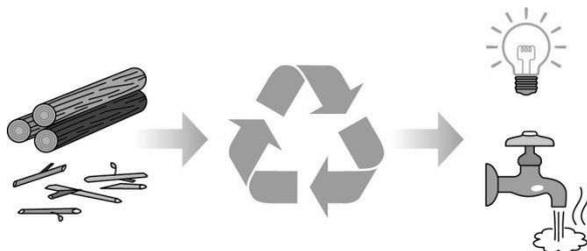
⑦ 事業系資源物のリサイクルルートの拡充【重点】

事業系ごみの資源化は、事業者自らが資源化することが求められますが、小さな商店街等では資源物の排出量が少ないため、回収やリサイクルが非効率でリサイクルルートの確保が困難な状況にあります。

剪定枝など事業系ごみの資源化に向けて、排出事業者や回収・再資源化事業者などと調整を図りながら、リサイクルルートの整備を進めます。

⑧ バイオマス資源の利用の促進【新規】

3Rの推進と温暖化対策のため、地球環境にやさしいエネルギー源として注目されている剪定枝等のバイオマス資源の利用を促進します。



【環境産業との連携】

⑨ 環境産業との連携

本市では、臨海部のエコタウン事業に見られるように、環境への負荷を低減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会を目指した環境産業が多数立地していることから、分別収集の拡充、リサイクル方法等について、これらの民間事業者と連携を図ります。

⑩ 国際貢献の推進【新規】

アジアを中心に急速な経済発展により廃棄物発生量が急増している一方で、廃棄物の適正処理や3Rが進んでいないことから、早急な対応が求められています。

そこで、これまで取り組んだ過程で培った先進的な廃棄物処理の経験やノウハウを生かし、国や事業者等と相互に連携しながら、地球規模での廃棄物の適正処理やリサイクルの支援を行うことにより、国際貢献の推進を図ります。



(3) 資源にならないごみは適正に処理する

【環境負荷の低減に努めた適正処理】

① 廃棄物処理技術の研究、開発

高効率なごみ発電、排ガス高度処理などによる環境に配慮したごみ焼却処理や新たな技術を導入した資源化方策など、効果的で安全な処理技術の調査・研究を進めます。

② 埋立処分量の減量化

本市最後の埋立処分場である浮島廃棄物埋立処分場の使用期間を最大限延長するため、ごみの減量・リサイクルを推進し、焼却の対象となるごみをできる限り減らすことで、埋立処分量の減量化を図ります。

また、放射性物質が検出された焼却灰等については、モニタリングなどを継続しながら、環境面への影響を検証するとともに、国から示された水面埋立基準等を踏まえ、安全・安心な適正処理を行います。

③ ISO14001の適正な運用

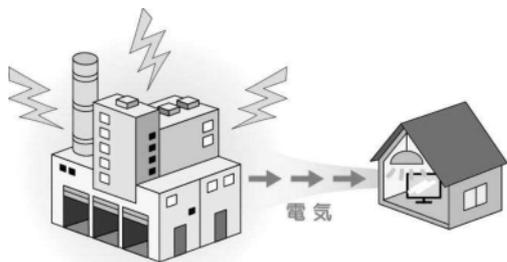
処理センターでは、ISO14001※を認証取得し、その後全ての処理センターにおいて規格適合監査指針による自己適合宣言へ移行しております。

今後も環境マネジメントシステムを運用し、環境に配慮した事業運営を行います。

④ ごみ発電事業の推進【重点】

ごみの焼却によって発生する熱エネルギーについては、これまでも廃熱回収により発電や蒸気供給等に活用してきました。

今後も、新設するごみ焼却処理施設に高効率な熱回収設備を導入し、ごみ発電事業等を推進することにより、化石燃料の消費量を抑制し、温室効果ガス排出量の削減を図ります。



H25	H26	H27
→		
ごみ発電事業の推進		

⑤ 有害廃棄物・処理困難物への取組

環境への負荷が大きい有害廃棄物や、市の施設では処理が困難な物については、メーカー等による回収ルートの整備の促進に努めます。

また、既に店頭回収により適正処理が行われているものについては、その情報の普及を図ります。



⑥ 搬入禁止物の混入防止【重点】

4つの処理センターに搬入されるごみの中には、搬入してはいけない産業廃棄物や処理困難物、資源物等が混入しているため、内容物審査を充実し、監視・指導を強化します。



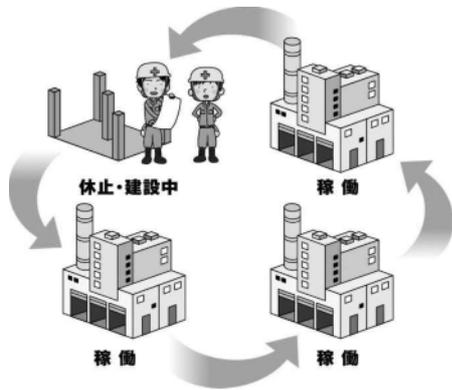
H25	H26	H27
→		
内容物審査の強化		

【ごみ処理施設の整備】

⑦ 3 処理センター体制への移行【新規】【最重要】

3 処理センター体制への移行は、温室効果ガスの削減をはじめとする環境負荷の低減だけでなく、建替における安定的な稼働が担保でき、さらに建設工事や維持管理に伴う経費の削減に繋がるものです。

そこで、平成 27 年度にこの移行を確実に実施するため、年間のごみ焼却量を 37 万トンまで削減するとともに、3 処理センター体制を見据えた収集処理体制の整備を進めます。



H25	H26	H27
ごみ焼却量の削減		3 処理センター 体制への移行

⑧ 廃棄物処理施設の補修・整備

3 処理センター体制への移行を踏まえつつ、効率的なごみ処理を行うためには、処理能力を常に一定程度に保つ必要があることから、施設建設後、一定期間が経過した廃棄物処理施設については、大規模な補修・整備を計画的に実施します。

また、安全・安心な処理体制を維持するため、必要な廃棄物処理施設においては、耐震補強工事を実施します。

H25	H26	H27
堤根処理センター整備等		

⑨ リサイクルパークあさおの建設【重点】

王禅寺処理センターの老朽化に伴い整備を進めている「リサイクルパークあさお」については、順調に工事が進み、平成 24 年度にごみ焼却処理施設が稼働しました。

今後は、粗大ごみや空き缶、空きびん、ペットボトルなどの資源化処理施設やプラザ棟、ふれあいの広場等の建設を着実に進め、総合的なごみ焼却処理施設を整備します。

H25	H26	H27
資源化処理施設建設		稼働

⑩ 橋処理センターの建替【新規】【重点】

橋処理センターでは、老朽化に伴い建替が必要となっています。

新しい焼却処理施設においては、低炭素社会の構築と電力供給の逼迫や緊急時にも安定的に稼働できるよう、廃棄物発電の高効率化を図るとともに、最新式排ガス処理設備の導入等により周辺環境対策にも十分配慮しながら、建替を実施します。

H25	H26	H27
環境影響評価実施		
既存施設解体の設計		

基本施策3 新たな視点と発想による施策展開

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ

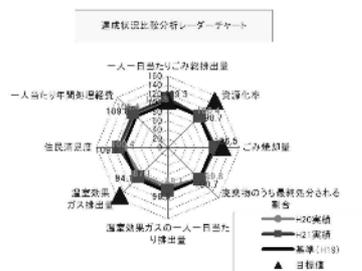
【施策の効果分析手法の開発、調査研究の実施】

① 施策の効果分析手法による点検・評価【重点】

施策の評価に当たっては、評価の基準となる指標の設定が求められます。

国においては、市町村等が行う廃棄物の減量のほか、適正な処理を確保するため「市町村における循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針」（平成19年6月）等を策定しています。

今後は、これらを参考に様々な施策の効果や計画目標の達成状況等を明らかにすることにより、市民・事業者・行政が状況を共有できる評価手法を導入し、各施策の点検・評価を実施します。



H25	H26	H27
→		
評価手法の導入		検証

【計画のフォローアップ】

② 計画のフォローアップ

計画の進捗状況については、定期的に施策の点検・評価を行うとともに、市のホームページ等で公表します。

また、次期基本計画の改定に向けて進捗状況を総括するとともに、社会情勢の変化などを踏まえながら、次なるステージに向けた検討を進めます。

(2) 費用対効果の分析

【収集体制の再構築】

① 普通ごみの収集回数の見直し【再掲】【最重要】

普通ごみの排出状況は、ミックスペーパーなどの分別収集の拡大や環境意識の向上、経済状況の停滞などにより、大きく減量化しております。

特に、プラスチック製容器包装の分別収集を実施している南部3区では、大きく減量化しているとともに、嵩張るプラスチック製容器包装が除かれたことにより、大幅に容積が減少しています。

そこで、このような普通ごみの排出状況を踏まえ、プラスチック製容器包装の全市実施とあわせ、平成25年9月を目途に普通ごみの収集を現行の週3回から週2回に変更し、減量化・資源化の促進や環境負荷の低減、効率的な事業執行体制の構築に向けて取り組みます。



H25	H26	H27
		
全市実施		

② 民間活力の導入

粗大ごみ収集処理業務及び小物金属収集処理業務、ミックスペーパー収集処理業務、プラスチック製容器包装収集処理業務、空きびん収集処理業務などについては、民間に委託して実施しています。

今後も、市民サービスの水準維持と費用対効果の観点から、効率的かつ効果的な廃棄物処理事業の執行体制について検討を進めます。

③ 収集車両の最適化【新規】

分別収集の拡充に伴う普通ごみの減量やごみ質の変化に合わせ、収集車両の最適化を図り、温室効果ガスの削減や事業執行体制の効率化、狭隘地域対策の充実を図ります。



H25	H26	H27
		
収集車両の最適化		

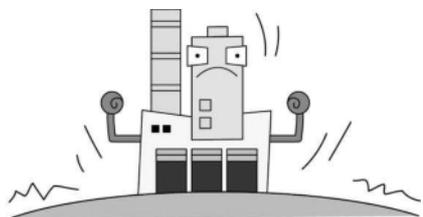
(3) 安全・安心な処理体制の確立【新規】

① 災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立【新規】【最重要】

廃棄物処理は全市民の生活を支える重要なライフラインの一つであり、災害などの非常時においても、生活環境を保全し、迅速かつ適正に処理が実施できるよう安全・安心な廃棄物処理体制を確立することが重要となります。

特に今回の東日本大震災は、放射能問題をはじめ、これまでに経験しない規模等の被害が生じており、廃棄物分野においても、改めて検討することが必要となっております。

そこで、今回の教訓を活かしながら、収集処理体制の安定化や廃棄物処理施設の耐震化、広域的な協力体制の拡充など災害対策を強化するとともに、放射性物質が検出された焼却灰等については、安全性を確認するためモニタリングを継続していくなど、安全・安心な廃棄物処理体制の確立を図ります。



H25	H26	H27
		
耐震化の推進等		

資料編

川崎市のごみ処理の現状・将来予測等

◆ ごみ処理の現状

◎内訳

(基準年度)

西暦(年度)	2003	2004	2005	2006	2007	2008	2009	2010
和暦(年度)	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21	H22
日数	366	365	365	365	366	365	365	365
人口(人)	1,293,618	1,306,021	1,327,011	1,342,262	1,369,239	1,390,270	1,409,558	1,425,678
総排出量 (トン)	619,467	595,141	586,578	598,039	590,499	563,199	550,115	541,648
1人1日あたり排出量 (g)	1,308	1,248	1,211	1,221	1,178	1,110	1,069	1,041
資源化量 (トン)	118,223	123,425	124,900	134,675	140,468	134,725	129,351	128,664
資源化率 (%)	19%	21%	21%	23%	24%	24%	24%	24%
焼却ごみ (トン)	500,954	471,486	461,435	463,131	449,776	428,225	420,517	412,712
うち家庭系焼却ごみ(トン)	371,367	314,780	315,753	316,220	309,169	303,309	300,212	296,368
うち事業系焼却ごみ(トン)	128,400	155,684	145,021	146,211	139,880	124,278	119,719	115,829

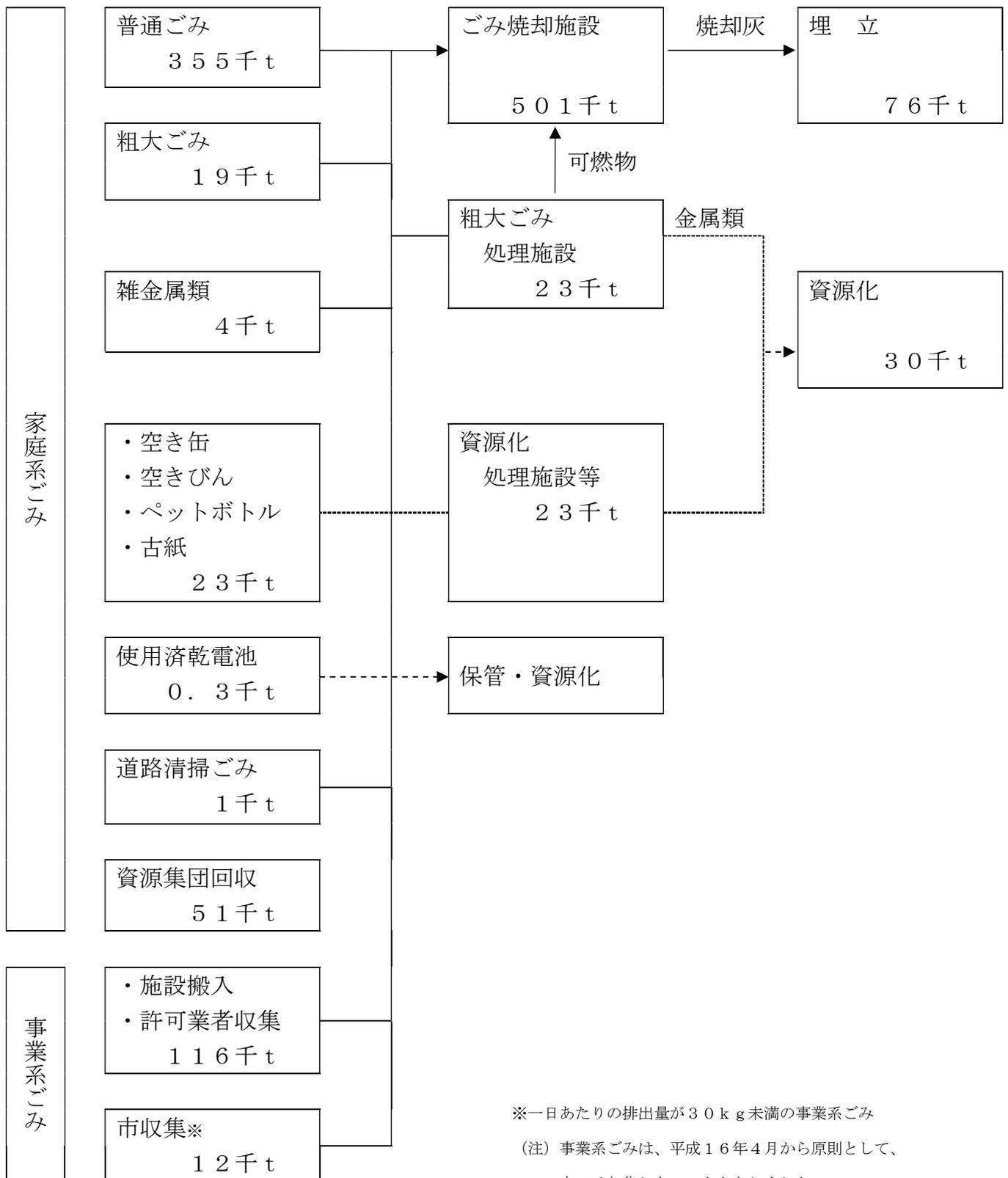
◆ 将来予測

新行動計画期間
(H25年度～H27年度)

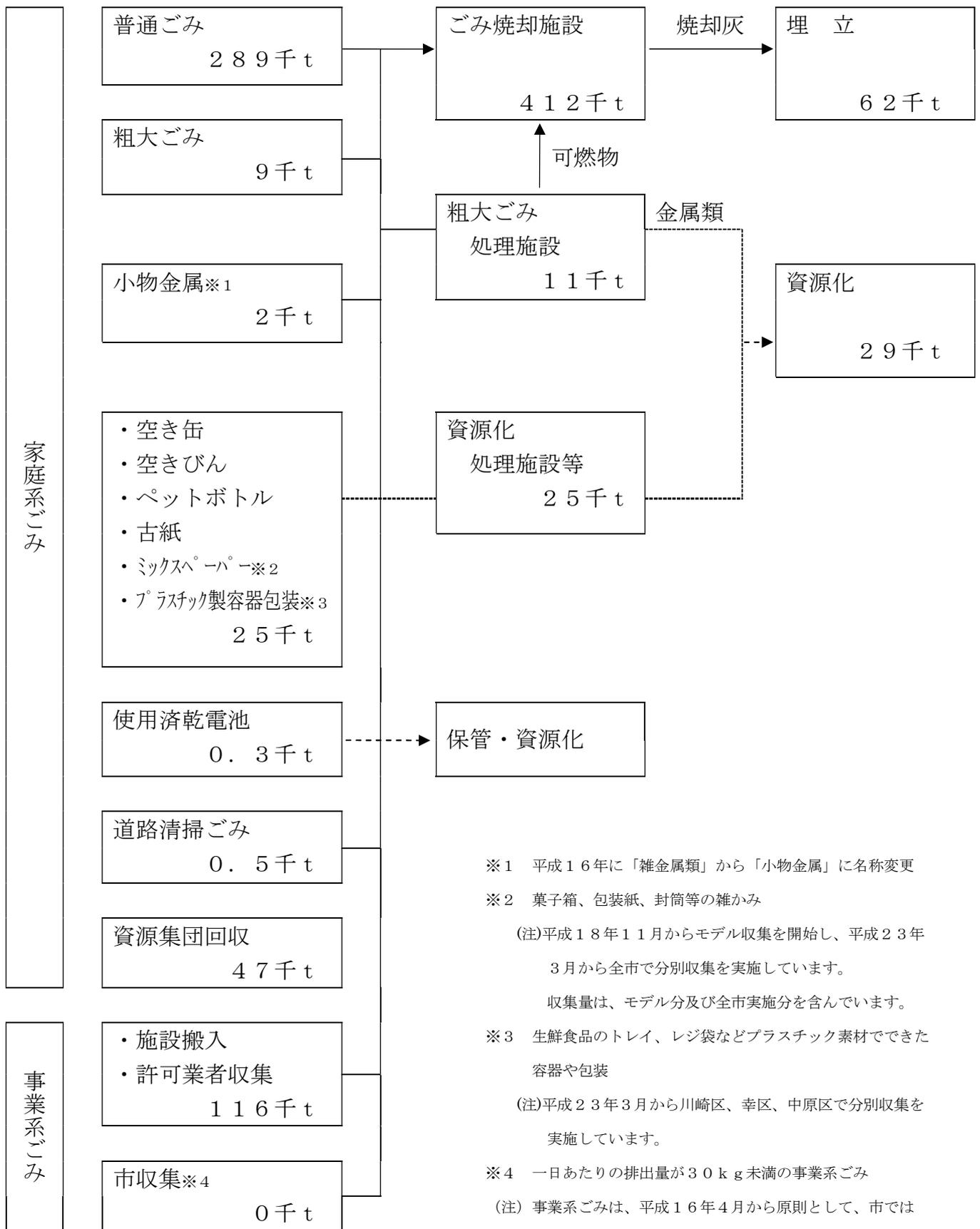
◎内訳

西暦(年度)	2011	2012	2013	2014	2015
和暦(年度)	H23	H24	H25	H26	H27
日数	366	365	365	365	366
人口(人)	1,432,320	1,442,340	1,452,360	1,462,380	1,472,400
総排出量 (トン)	540,881	541,251	540,533	540,366	543,571
1人1日あたり排出量 (g)	1,032	1,028	1,020	1,012	1,009
資源化量 (トン)	147,311	153,132	165,252	172,944	177,189
資源化率 (%)	27%	28%	31%	32%	33%
焼却ごみ (トン)	393,320	387,869	375,031	367,171	366,133
うち家庭系焼却ごみ(トン)	278,403	274,956	263,791	257,585	257,888
うち事業系焼却ごみ(トン)	114,417	112,413	110,740	109,086	107,745

ごみ処理フロー（平成15年度実績）



ごみ処理フロー（平成22年度実績）



※1 平成16年に「雑金属類」から「小物金属」に名称変更

※2 菓子箱、包装紙、封筒等の雑かみ

(注)平成18年11月からモデル収集を開始し、平成23年3月から全市で分別収集を実施しています。

収集量は、モデル分及び全市実施分を含んでいます。

※3 生鮮食品のトレイ、レジ袋などプラスチック素材でできた容器や包装

(注)平成23年3月から川崎区、幸区、中原区で分別収集を実施しています。

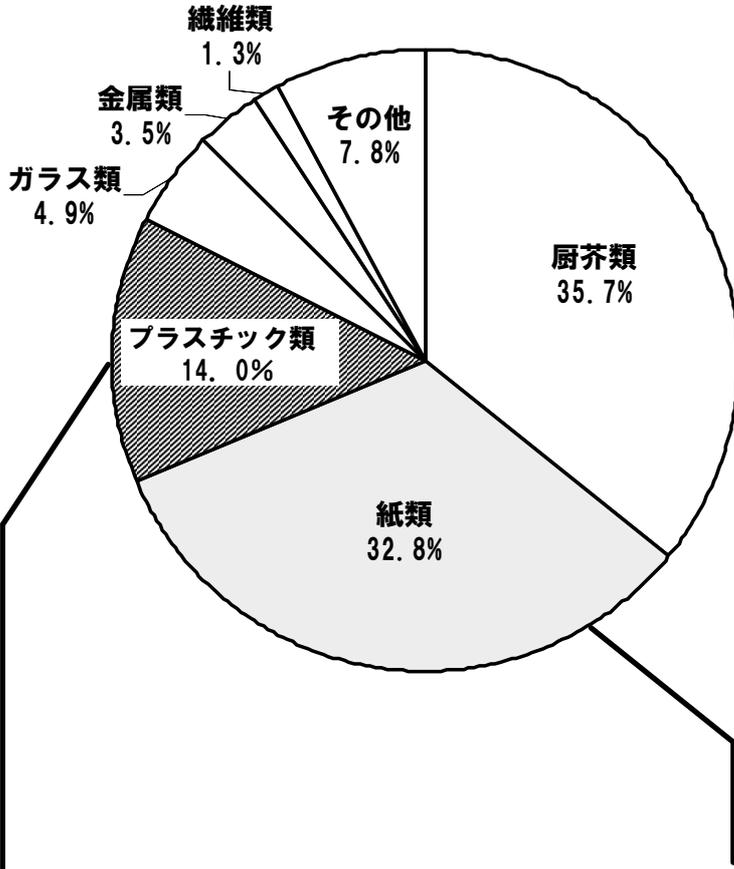
※4 一日あたりの排出量が30kg未満の事業系ごみ

(注)事業系ごみは、平成16年4月から原則として、市では収集しないこととなりました。

ごみの組成【平成 15 年度】

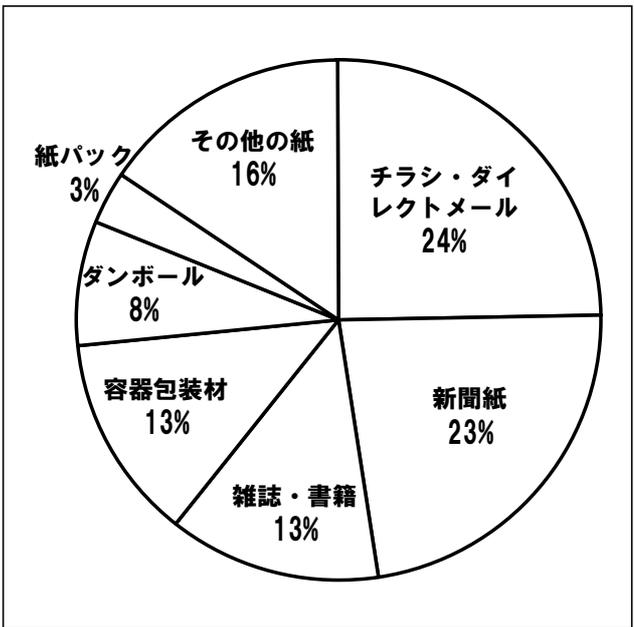
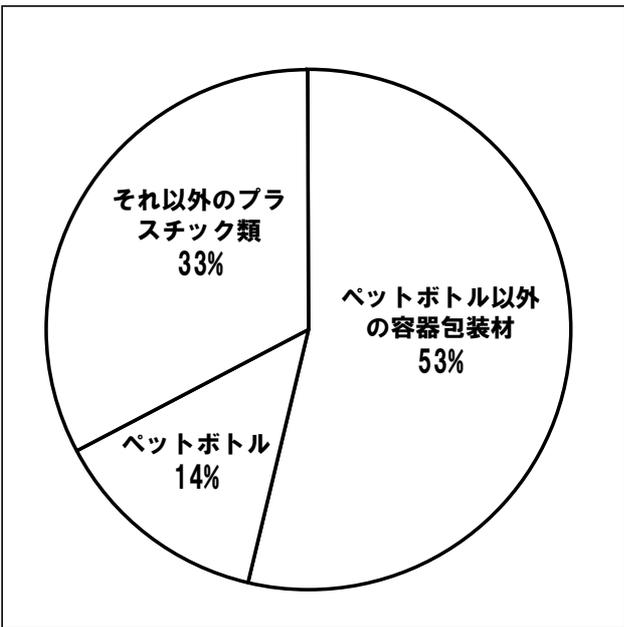
家庭系ごみの組成比率(重量比)

《市民ごみ排出実態調査(平成15年度)より》



プラスチック類の組成比率

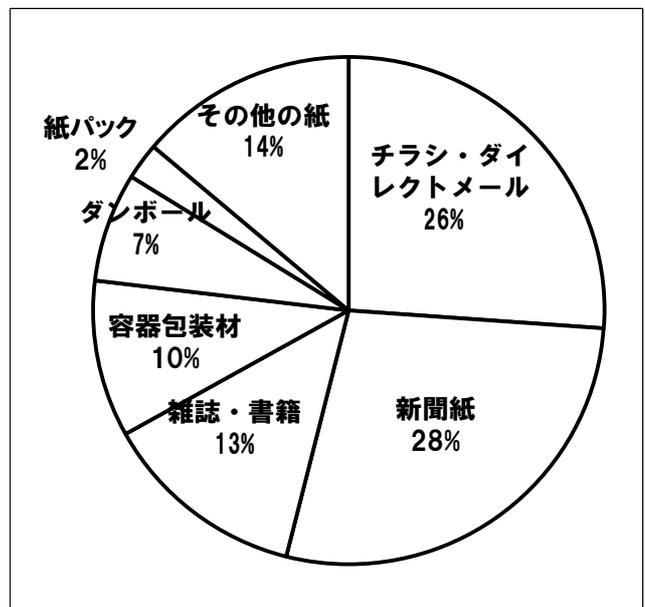
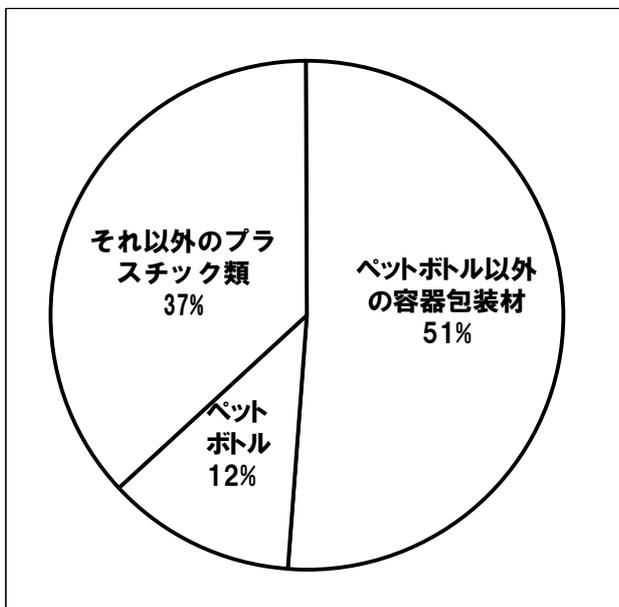
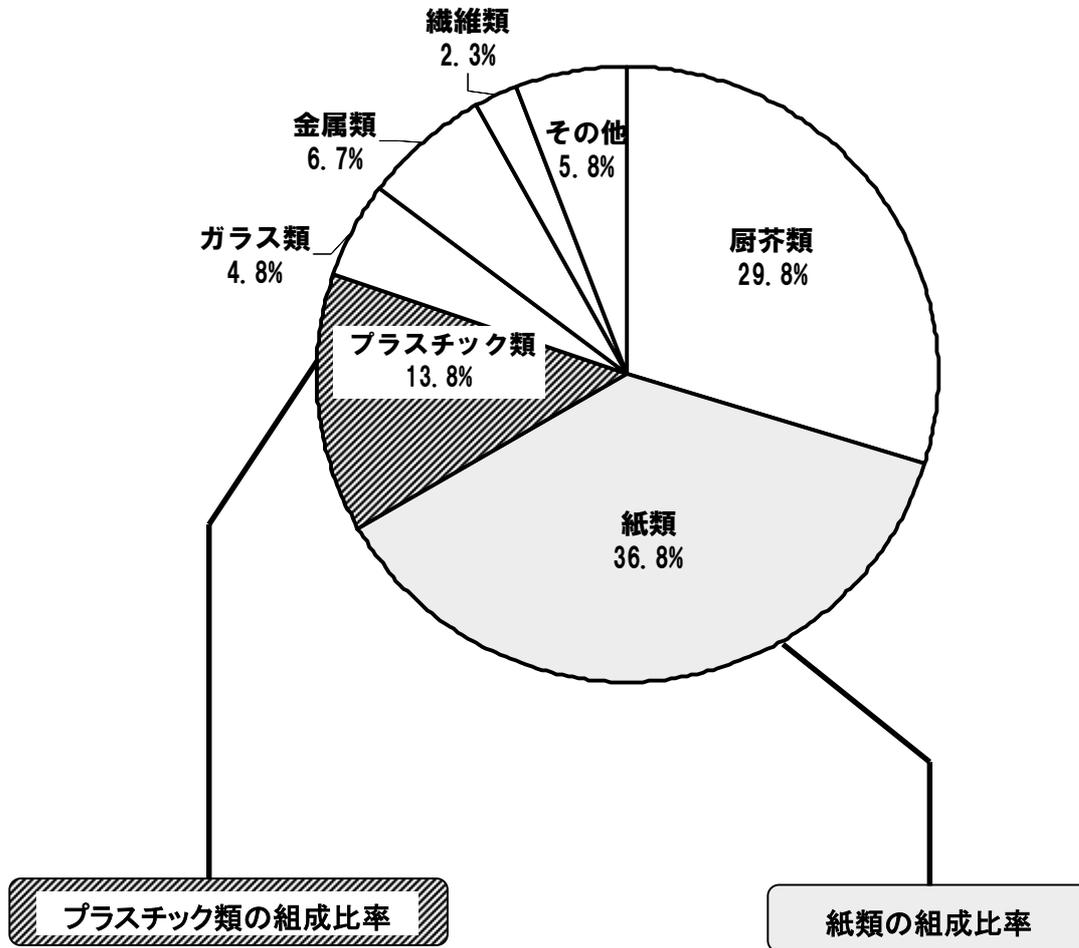
紙類の組成比率



ごみの組成【平成 20 年度】

家庭系ごみの組成比率(重量比)

《市民ごみ排出実態調査(平成 20 年度)より》



行動計画における施策体系

計画期間：

基本理念：地球環境にやさしい

基本方針

- 市民の健康的で快適な生活環境を守ること
- 市民・事業者・行政が信頼し協力し合える関係を築くこと
- 限りなくごみをつくらない社会を創ること

具 体

基本施策1
循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

(1) 環境教育・環境学習の促進	①出前ごみスクールの充実	変	○
	②ふれあい出張講座の充実	変	○
	③3R推進講演会の開催		
	④環境教育用教材の充実		
	⑤リユース食器やマイボトルの普及	変	
	⑥幼児環境教育プログラム		
	⑦エコ・クッキング講習会の開催		
	⑧普及啓発拠点の充実	新	+
(2) 情報の共有化	①市ホームページの充実		
	②広報誌の充実		
	③多様な媒体を活用した情報提供	変	
	④家庭のごみ・ダイエットチェックシートの普及	変	
(3) 減量・リサイクル活動の活性化	①廃棄物減量指導員等との連携強化	変	○
	②市民リサイクル活動への支援		
	③フリーマーケットの開催		
(4) 市民参加の促進	①「川崎市ごみ減量推進市民会議」の開催	変	
(5) まちの美化推進	①不法投棄防止に向けた取組		
	②不適正排出指導の徹底		
	③集積所周辺等の環境美化	変	○
	④各種普及啓発キャンペーンの実施		

基本施策2
循環型システムの処理を築く

(1) ごみをつくらない社会を創る	①グリーン購入の促進		
	②製品の適正包装の推進	変	
	③レジ袋削減に向けた取組	変	○ +
	④リサイクルエコショップ制度の充実		
	⑤事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底		○
	⑥環境に配慮した製品の開発の促進		
	⑦効果的な経済的手法の研究		

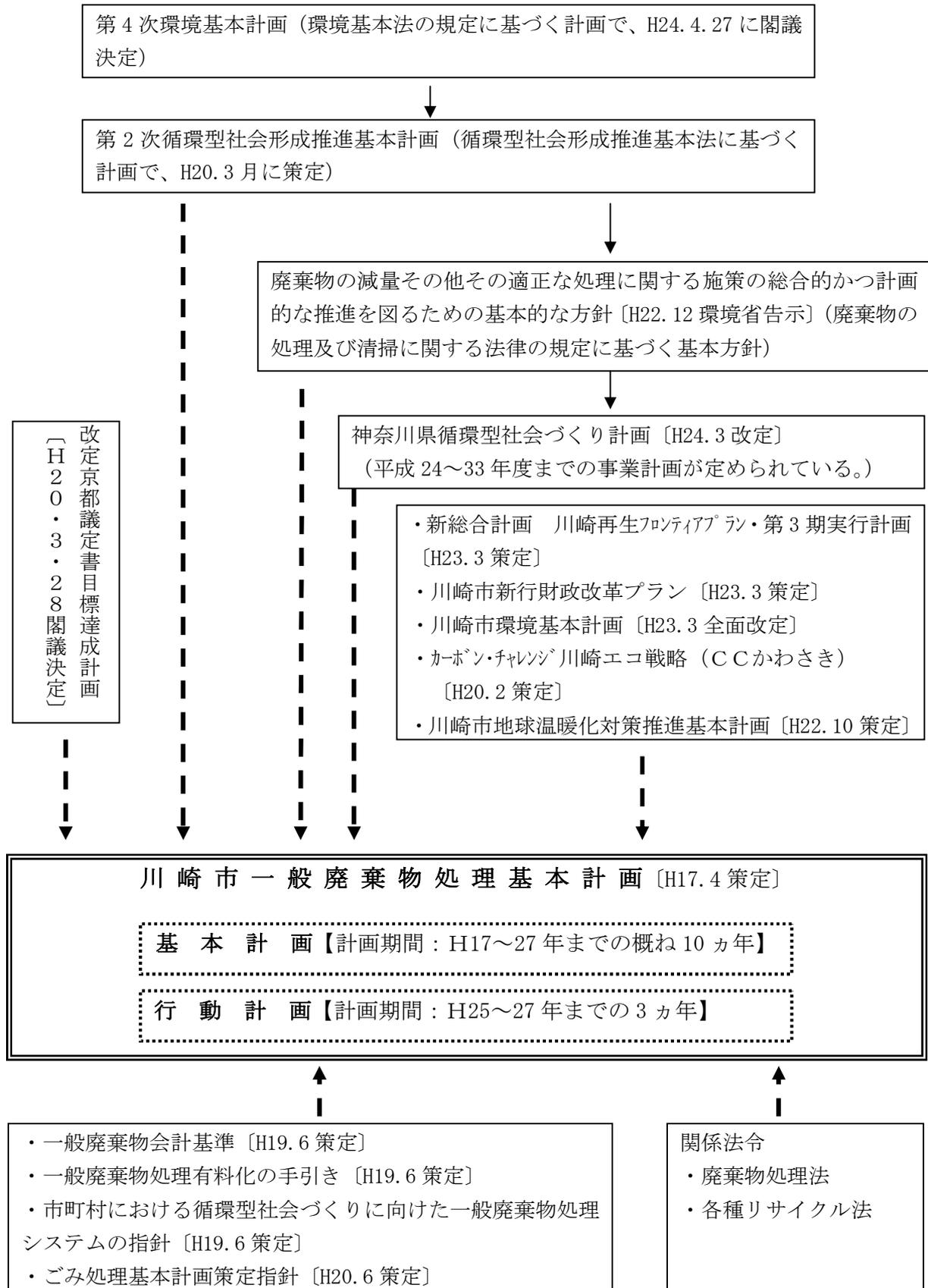
持続可能な循環型のまちを目指して

新 …新規の具体的施策 **◎** …最重点施策 **○** …重点施策 **♣** …地球温暖化対策に関連する具体的施策
変 …これまでの行動計画から一部名称・内容を変更した具体的施策

的 施 策

基本施策2 循環型の処理システムを築く	(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする	①資源集団回収事業の充実	変 ○
		②プラスチック製容器包装の分別収集の拡大	変 ◎ ♣
		③分別排出の徹底	変 ○
		④拠点回収・店頭回収の拡充	新
		⑤小型電気電子機器のリサイクル	新
		⑥「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進	変 ○ ♣
		⑦事業系資源物のリサイクルルート拡充	変 ○
		⑧バイオマス資源の利用の促進	新 ♣
		⑨環境産業との連携	
		⑩国際貢献の推進	新
(3) 資源にならないごみは適正に処理する	①廃棄物処理技術の研究、開発		
	②埋立処分量の減量化	変	
	③ISO14001の適正な運用		
	④ごみ発電事業の推進	○ ♣	
	⑤有害廃棄物・処理困難物への取組		
	⑥搬入禁止物の混入防止	○	
	⑦3処理センター体制への移行	新 ◎ ♣	
	⑧廃棄物処理施設の補修・整備	変	
	⑨リサイクルパークあさおの建設	変 ○	
	⑩橋処理センターの建替	新 ○	
基本施策3 新たな視点による施策展開	(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ	①施策の効果分析手法による点検・評価	○
		②計画のフォローアップ	変
(2) 費用対効果の分析	①普通ごみの収集回数の見直し	新 ◎ ♣	
	②民間活力の導入		
	③収集車両の最適化	新 ♣	
(3) 安全・安心な処理体制の確立	①災害時における安全・安心な廃棄物処理体制の確立	新 ◎	

川崎市一般廃棄物処理基本計画と他の計画等との関係



政令市におけるごみ収集体制比較

	混合ごみ※1	可燃ごみ※1	不燃ごみ※1	古紙 (ミックスペーパー)	プラ製 容器包装
札幌市		週2回	月1回	月2回 *ミックス	週1回
仙台市	週2回			月2回	週1回
さいたま市		週2回	週1回	週1回	週1回
千葉市		週2回	月2回	週1回	×
横浜市※2		週2回		月2回	週1回
川崎市	週3回			週1回 *ミックス	週1回 *一部
相模原市	週3回			週1回	週1回
新潟市		週3回	月1回	月2回	週1回
静岡市		週2回	月1回	2ヵ月1回	×
浜松市		週2回	月2回	×	週1回
名古屋市		週2回	週1回	週1回	週1回
京都市	週2回			×	週1回
大阪市	週2回			×	週1回
堺市	週2回			×	週1回
神戸市		週2回	月2回	×	週1回
岡山市		週2回	月2回	月2回	×
広島市		週2回	月2回	月2回	週1回
北九州市	週2回			×	週1回
福岡市		週2回	月1回	×	×
熊本市		週2回	月2回	週1回	週1回

※1 資源化しない廃棄物は、一般的に公衆衛生上の観点から焼却処理を行う「可燃ごみ(厨芥類等)」、破碎、埋立等を行う「不燃ごみ(ガラス、陶器、製品プラ等)」に区分している場合と全てあわせて焼却処理を行う「混合ごみ」に区分している場合に分かれる。本市の普通ごみは混合ごみに該当する。

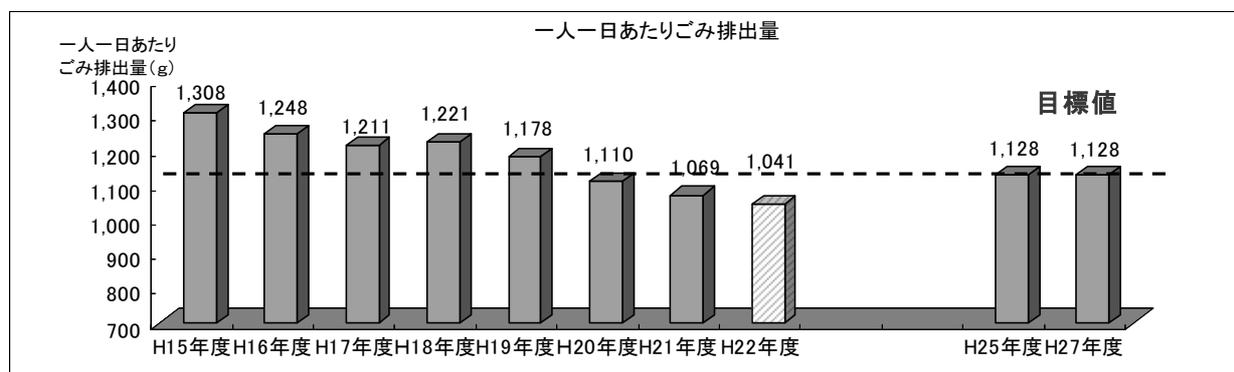
※2 横浜市は可燃ごみと不燃ごみを同日に収集している。

これまでの取組状況

1 目標の達成状況

(1) ごみの発生抑制の推進

市民1人が1日当たりに出すごみ量は、基本計画では、基準年（平成15年度）の1,308gから平成27年度までに180g減量し、1,128gにすることを目標としていましたが、前行動計画では、平成25年度までに基準年（平成19年度）の1,178gから50g減量することを目標としました。平成22年度は、1,041gと基準年（平成19年度）から137gの減量を実現し、行動計画及び基本計画の目標を前倒して達成しています。



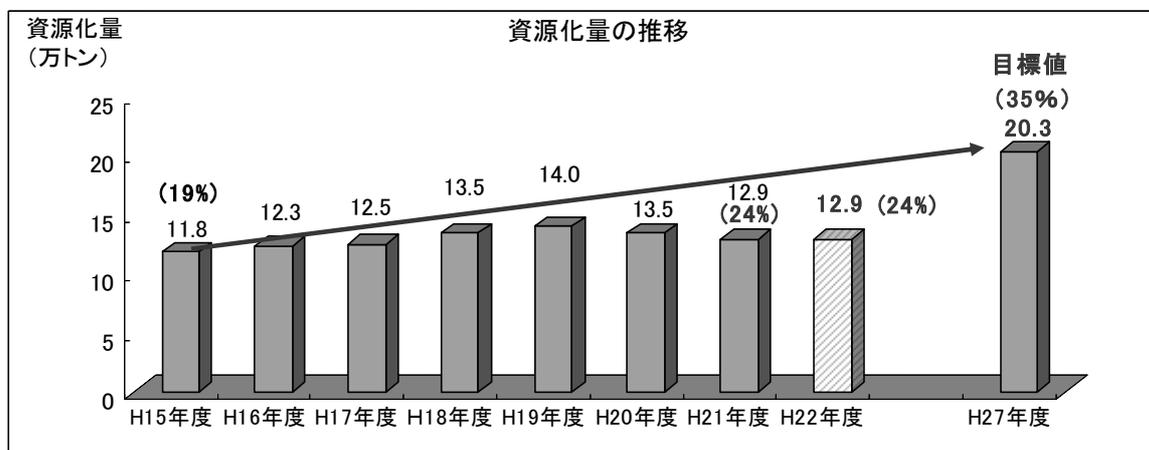
(2) リサイクルの推進

資源化量は、基本計画において、平成27年度までに市全体の資源化量を20万トン（資源化率35%）とすることを目標としています。

平成22年度の資源化量は、約12.9万トン（資源化率24%）となっています。

ここ数年における資源化量の減少傾向については、ごみ全体の減少傾向のほか、長期にわたる景気の停滞等が影響を及ぼしていることが考えられます。

なお、平成23年3月からミックスペーパー分別収集の全市実施及びプラスチック製容器包装分別収集の南部3区（川崎区、幸区、中原区）で先行実施をしており、資源化量の増加を見込んでいます。



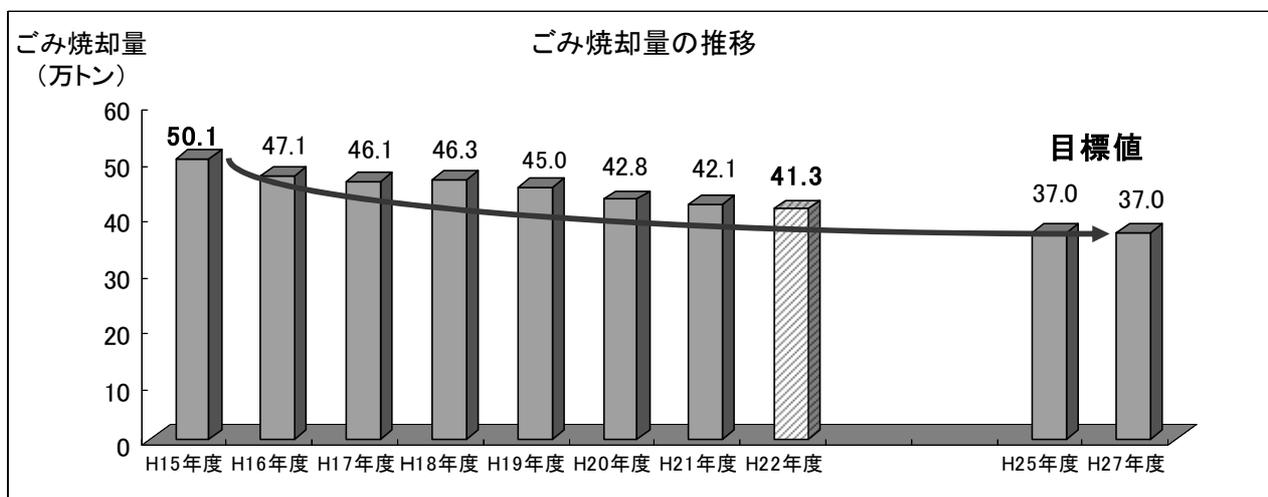
(3) 焼却量の削減

焼却量は、基本計画において、平成 27 年度までにごみ焼却量を基準年(平成 15 年度)の実績から 13 万トン削減し、37 万トンとすることを目標としましたが、前行動計画では、基準年(平成 19 年度)実績の 45 万トンから平成 25 年度までに 8 万トン削減し 37 万トンとすることを目標としました。

平成 15 年度以降、焼却量は順調に減少しており、平成 22 年度は約 41 万 3 千トンで、約 8 万 8 千トンの削減となりました。

目標別にみると、事業系ごみ焼却量の削減は約 2 万 5 千トンで、行動計画目標を前倒しして達成しています。これは、事業者によるごみの発生抑制の取組結果のほか、長期にわたる景気の停滞等の影響もあるものと推測されます。

一方、家庭系ごみ焼却量の削減は約 1 万 3 千トンで、行動計画目標の達成に向けて今後、分別収集の拡大など、一層の削減が必要となっています。



ごみ焼却量内訳

前行動計画 目標	基準年 (H19)	実績値 (H22)	目標値 (H25)
ごみ焼却量	45 万 t	41.3 万 t ▲3.7 万 t	37 万 t ▲8 万 t
家庭系ごみ	30.9 万 t	29.6 万 t ▲1.3 万 t	24.7 万 t ▲6.2 万 t
事業系ごみ	14.1 万 t	11.6 万 t ▲2.5 万 t	12.3 万 t ▲1.8 万 t

平成 15～22 年度のごみ焼却量等の実績

西暦（年度）	2003	2005	2006	2007	2008	2009	2010	
和暦（年度）	H15 基本計画 基準値	H17	H18	H19 前行動計画 基準値	H20	H21	H22	
日数	366	365	365	366	365	365	365	
人口（人）※1	1,293,618	1,327,011	1,342,262	1,369,443	1,390,270	1,409,558	1,425,678	
焼却ごみ(t)	500,954	461,435	463,131	449,776	428,225	420,517	412,712	
内訳	家庭系 焼却ごみ	371,367	315,753	316,220	309,169	303,309	300,212	296,368
	事業系 焼却ごみ	128,400	145,021	146,211	139,880	124,278	119,719	115,829
	道路 清掃ごみ	1,187	661	700	727	638	586	515
資源化量(t)※2	118,223	124,900	134,675	140,468	134,725	129,351	128,664	
資源化率(%)	19%	21%	23%	24%	24%	24%	24%	
乾電池(t)	290	243	233	255	249	247	272	
総排出量(t)※3	619,467	586,578	598,039	590,499	563,199	550,115	541,648	
1人1日当たり ごみ排出量(g)※4	1,308	1,211	1,221	1,178	1,110	1,069	1,041	

※1 人口は、各年度 10 月 1 日現在の人口に基づきます。

※2 資源化量とは、資源集団回収（古紙・ダンボール等）、市分別収集（空き缶・空きびん・ペットボトル・小物金属・ミックスペーパー・プラスチック製容器包装、粗大ごみ）、事業系資源物（梱包材・ダンボール等）、その他（生ごみリサイクル）を含めて算出したものです。

※3 総排出量＝焼却ごみ＋資源化量＋乾電池

※4 1人1日当たりごみ排出量とは、一般家庭（家庭系焼却ごみ・家庭系資源物）、事業者（事業系焼却ごみ・事業系資源物（事業活動に伴い出される資源物））、その他（道路清掃ごみ）の合計を人口及び年間日数（うるう年の場合は 366 日）で除したものです。

(参考1) 区別でみた家庭系ごみの1人1日当たり排出量及び資源化率

① 家庭系ごみの1人1日当たり排出量 (g)

※家庭系ごみ量とは、市が収集したごみ(普通ごみ・粗大ごみ・資源物)をいいます。

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
15年度	988	961	821	855	845	738	739	849
16年度	786	763	669	716	717	675	682	715
17年度	769	725	686	707	711	672	677	707
18年度	759	725	670	705	704	671	671	701
19年度	729	665	646	679	679	652	653	673
20年度	708	648	625	658	659	635	635	654
21年度	699	635	614	641	642	615	615	638
22年度	685	629	595	632	633	600	600	624

② 区別で見た家庭系ごみの資源化率 (%)

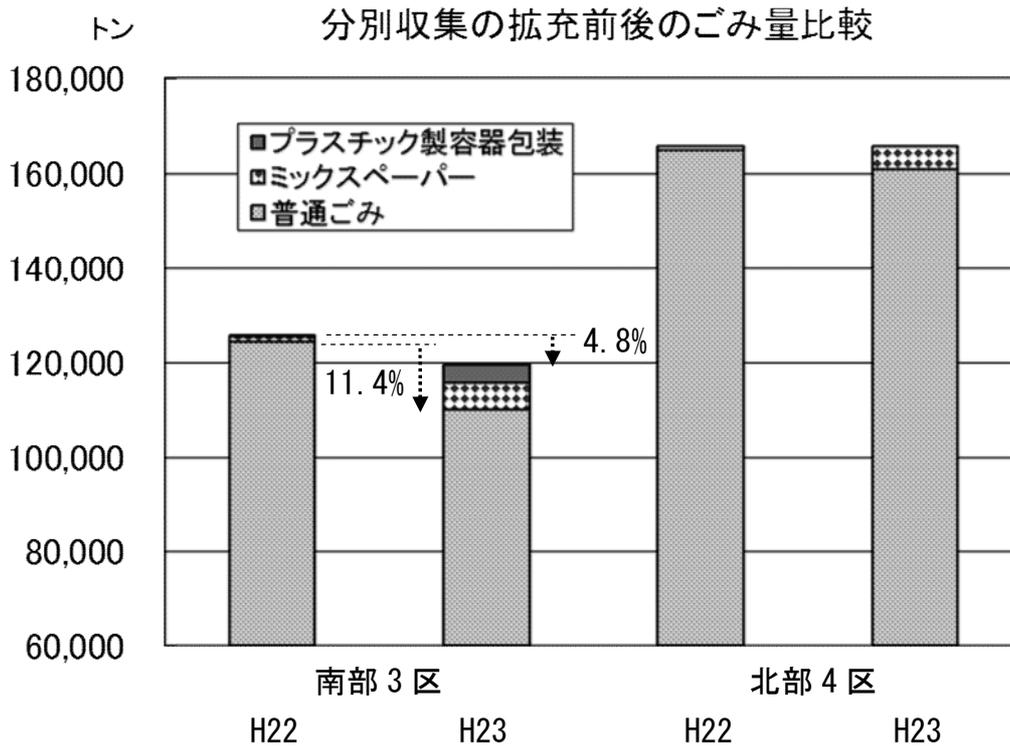
※資源化率 = (市分別収集量 + 資源集団回収量) ÷ (家庭系ごみ量 + 資源集団回収量) × 100

	川崎区	幸区	中原区	高津区	宮前区	多摩区	麻生区	市全体
15年度	14.4	16.2	17.9	17.2	18.7	22.9	19.8	18.0
16年度	15.9	18.6	20.2	19.6	19.8	24.4	20.8	19.9
17年度	16.4	19.6	19.4	19.3	19.9	24.1	20.9	19.9
18年度	16.3	19.3	19.9	19.2	19.5	24.1	20.9	19.9
19年度	16.7	21.0	21.6	20.0	22.0	24.8	21.6	21.1
20年度	16.7	20.8	20.9	19.8	20.7	24.8	21.9	20.8
21年度	16.3	20.6	19.7	19.5	19.2	24.5	21.5	20.1
22年度	16.5	21.1	20.1	19.8	18.7	25.1	21.6	20.3

(参考2) 分別収集の拡充前後における普通ごみの減量効果

プラスチック製容器包装の分別収集を実施している南部3区の普通ごみは、前年度比で11.4%と北部4区よりも大幅な減量となっています。

なお、拡充した分別収集量と普通ごみ量の合計を見ても、南部3区では前年比4.8%(6,027トン)と大きく発生抑制されているほか、ミックスペーパーの1世帯あたりの排出量も大きく資源化が促進されていることから、プラスチック製容器包装の実施による相乗効果が大きいものと思われます。



	南部3区		北部4区	
	H22	H23	H22	H23
普通ごみ(t)	124,271	110,042	164,942	160,690
増減率		-11.4%		-2.6%
ミックスペーパー(t)	1,062(※)	5,637	803(※)	4,981
1世帯あたり(kg)		19.1		13.4
プラスチック製容器包装(t)	269(※)	3,896	-	-
合計	125,602	119,575	165,745	165,671
増減率		-4.8%		0.0%

南部3区:川崎区、幸区、中原区 北部4区:高津区、宮前区、多摩区、麻生区

H22:平成22年4月～平成23年3月の収集量 H23:平成23年4月～平成24年3月の収集量

※ 平成23年3月からミックスペーパーは全市で、プラスチック製容器包装は南部3区で分別収集を開始。なお、ミックスペーパーについてはモデル収集期間の収集量を含む。

2 具体的施策の取組状況（平成 17 年度～22 年度）

基本施策1 循環型社会へのビジョンを共有し「環境市民」となる

(1) 環境教育・環境学習の促進

循環型社会の構築を目指し、ごみの減量・リサイクルを推進するためには、まず環境への意識を高めることが必要となります。

「川崎市環境教育・学習基本方針（改訂版）」（平成 18 年 3 月）に基づいて、ごみに関する環境教育・環境学習を実施し、その促進を図りました。

（出前ごみスクールの様子）



【主な具体的施策の取組状況】

●出前ごみスクールの充実・拡大【重点】

市内全小学校（113 校）や幼稚園等を対象に実施学校の拡大に取り組み、実施回数も増加し、児童への環境に対する意識啓発を図ることができました。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
開催回数	15 回	54 回	51 回	58 回	76 回	89 回

●ふれあい出張講座の充実・拡大【重点】

住民組織団体や P T A 等を対象に、講座の拡大に取り組み、実施回数も増加し、市民の環境に対する意識啓発を図ることができました。

	平成 17 年度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
開催回数	4 回	11 回	32 回	48 回	50 回	74 回

●3R 推進講演会の開催

市民、廃棄物減量指導員、事業者を対象に、循環型社会を目指して 3R を普及させるため、学習機会の場として先進的な事例を紹介する講演会を開催しました。

	平成 21 年度	平成 22 年度
テーマ	「地球とお財布に優しい 3R 生活」	「古紙のリサイクルの現状」 「ミックスペーパーからトレットペーパーへ」
開催日	平成 22 年 2 月 4 日	平成 23 年 1 月 18 日
会場	川崎市総合福祉センター (エポックなかはら)	川崎市総合福祉センター (エポックなかはら)
参加人数	406 人	818 人

●リユース食器やマイカップの普及

平成 19 年度からモデル事業としてイベント開催時に、ごみ減量を目的としたリユース食器の導入を実施しており、平成 21 年度は 5 つのイベントで、平成 22 年度は、2 つのイベントで実施することができました。

また、九都県市廃棄物問題検討委員会の取組として、平成 21 年度は川崎市市内 59 店舗、平成 22 年度は 56 店舗のコーヒーショップと連携して、マイカップ（マイボトル）の普及啓発キャンペーンを実施し、その取組についてホームページに掲載しました。

(2) 情報の共有化

市ホームページの中にある「ごみ・リサイクルに関するホームページ」を中心とした情報発信の迅速化や、様々な情報媒体の活用、また、インターネットを利用した情報交換システムの充実といったニーズに対応するため、市民・事業者・行政の情報共有の充実に努めました。

【主な具体的施策の取組状況】

●（仮称）3R チェックシートの作成・普及【重点】

3R 行動事例を基に、市民が取り組みやすい事例を入れた「かわさきチャレンジ・3R 家庭のごみダイエット・チェックシート」を平成 21 年度に作成しました。

また、チェックシートを印刷したクリアファイルを作成し、区役所でのイベント（中原区エコカフェ、たかつエコエナライフ等）やかわさき市民まつり、区民祭などで配布し、市民へ 3R 取組の普及促進を図りました。

(3) 減量・リサイクル活動の活性化

地域に密着した廃棄物減量指導員制度の充実や、フリーマーケットの開催などにより、市民の自主的な活動の促進を図りました。

【主な具体的施策の取組状況】

●減量指導員制度の充実

ボランティアリーダーとして、また市と市民のパイプ役として分別排出指導やミックスペーパー・プラスチック製容器包装の分別収集に係る普及広報活動等を行っている廃棄物減量指導員について、各種広報媒体（3R ニュース、環境情報、市政だより等）を活用して、制度の周知を図りました。また、各区廃棄物減量指導員委嘱式においては、ふれあい出張講座、指導員による体験発表やスライドを活用した事業説明などを実施し、活動の内容や意欲促進を図ることができました。

(4) 市民参加の促進

市民の方がごみ問題に関心を持ち、積極的に参加・活動できる場として、「川崎市ごみ減量推進市民会議」を平成 19 年 1 月に設置後、ごみ減量・リサイクルの推進に向けた市民の自主的な取組を促進しました。

【主な具体的施策の取組状況】

●「川崎市ごみ減量推進市民会議」の実施

市民・事業者・行政のパートナーシップに基づいたごみの減量活動を推進するため、三者による連携の取組や市民一人ひとりが地域や家庭で自主的・日常的にごみ減量に取り組むための仕組みづくりを検討する市民会議で、平成 19 年 1 月に設置しました。構成員は、市民、廃棄物減量指導員、ごみ・リサイクル等に関する市民活動団体、事業者団体、学識経験者などで、第 1 期、第 2 期については次のテーマに基づき取り組みました。

	第 1 期 (H19. 1～H20. 3)	第 2 期 (H20. 9～H22. 7)
テーマ	「生ごみ減量とリサイクル」 「地域におけるごみ減量活動」 「事業者との連携によるごみ減量活動」	「生ごみダイエット」 「普及広報チラシの研究」 「レジ袋削減に向けた取組」 「若者へ伝える 3R」

(5) まちの美化推進

ごみのない、美しく魅力あふれるまちづくりを目指し、散乱防止重点区域（川崎駅周辺、武蔵小杉駅周辺、武蔵溝ノ口駅周辺、鷺沼駅周辺、向ヶ丘遊園駅周辺、登戸駅周辺、新百合ヶ丘駅周辺）を中心に、年 2 回の「ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止啓発キャンペーン」や毎月 1 回の「ポイ捨て禁止及び路上喫煙防止統一キャンペーン」を実施し、散乱ごみの清掃活動を行いました。また、不法投棄防止に向け、パトロール活動等を実施しました。

【主な具体的施策の取組状況】

●不法投棄防止に向けた取組

警察 0B 等による不法投棄常習場所へのパトロールや、不法投棄警備委託による夜間パトロー

ルを実施しました。また、不法投棄防止看板やシールの作成・配付を行い、不法投棄の防止に努めました。

【不法投棄件数】

	件数	重量(t)
平成 21 年度	4,989	135.9
平成 22 年度	4,155	99.52

●不適正排出指導の徹底

7月と2月を強化月間として、新規飲食店を対象とした訪問調査及び排出指導を実施しました。また、不適正排出事業者等に対して、改善指導を行いました。

【不適正排出指導訪問調査件数】

	平成 21 年度	平成 22 年度
件数	357	488

●各種普及啓発キャンペーンの実施

環境省が主唱する「ごみ減量・リサイクル推進週間」の中で5月30日をごみゼロの日と定め、5月のポイ捨て禁止・路上喫煙防止統一キャンペーンを実施したほか、市内7か所の散乱防止重点区域を中心にポイ捨て禁止キャンペーンを実施しました。

基本施策2 循環型社会の処理システムを築く

(1) ごみをつくらない社会を創る

物の購入、消費、廃棄など各段階において、ごみの発生・排出抑制を基本としたライフスタイルや事業活動への転換を促す取組を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

●レジ袋削減に向けた取組【重点】

川崎市ごみ減量推進市民会議は、レジ袋の削減について市民・事業者・行政の3者が話し合う場があることが取組を進める上で重要であることの報告を取りまとめました。

また、市内大手スーパー、デパート、大型ショッピングモール、商店街等に対しアンケート調査を実施し、レジ袋削減や適正包装の推進に向けた取組状況について把握しました。

【リサイクルエコショップ認定店におけるレジ袋削減の取組（平成22年度）】

マイバック推奨	有料化	キャッシュバック	ポイント制	スタンプ
270	13	28	33	6

●リサイクルエコショップ制度の充実

未加入店舗への積極的な促進を図ることにより、平成17年度の188店舗から平成22年度までに201店舗増加し、389店舗(1商店街を含む)となりました。

●事業系ごみの減量化に向けた指導の徹底【重点】

ごみを1日平均100kg以上、又は月平均3t以上排出する事業者を多量排出事業者、1日平均30kg以上100kg未満、又は月平均0.9t以上3t未満排出する事業者を準多量排出事業者に認定し、それぞれ減量等計画書の提出を求めることにより、減量化への取組状況を把握し、説明会や個別ヒアリングにより、適正排出に向けた指導を行いました。

また、多量排出事業者に対して行なった「事業系一般廃棄物の減量化・リサイクル推進説明会」において、減量化・資源化に関する事例紹介を行うなど、減量化・資源化に向けての意識啓発を図りました。

【多量事業者数と説明会・ヒアリング実施状況】

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
多量事業者数	408	397	386	396	392	377
説明会参加事業者数	187	161	149	135	134	105
説明会参加比率	45.8%	40.6%	38.6%	34.1%	34.2%	27.8%
ヒアリング実施事業者数	207	221	238	198	219	212
ヒアリング実施比率	50.7%	55.7%	61.7%	50.0%	55.9%	56.2%

(2) やむを得ず出たごみは可能な限り資源物とする

やむを得ず排出されたごみについては、可能な限り資源化することを目指し、平成23年3月から、ミックスペーパーは全市に拡大して、プラスチック製容器包装は川崎区・幸区・中原区にて先行して分別収集を開始しました。

また、市民、事業者の自主的なリサイクル活動を促進するため、資源集団回収の拡充に向けた取組や事業者による資源化活動の支援を行いました。

【主な具体的施策の取組状況】

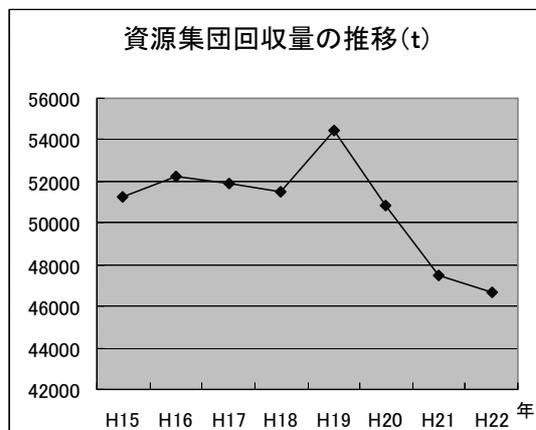
●資源集団回収事業の拡充【重点】

資源集団回収は、その年間回収量が市のごみ総排出量の約1割を占めており、ごみの資源化に大きく寄与する大変有効な事業ですので、町会やマンション管理組合等、地域住民へ資源集団回収の実施を促進し、回収頻度や回収拠点を拡大しました。また、資源集団回収の実施主体がいない地域には、市と回収業者が連携して、地域住民の協力を得ながら回収場所を設ける、新たな古紙回収方法をモデル実施しました。

なお、回収量は平成 19 年度をピークに減少していますが、その要因としては、資源集団回収の約6割を占める新聞について、発行部数や生産量の減少等が影響していることが考えられます。

【資源集団回収実施団体数】

	H19	H20	H21	H22
実施団体数	1,094	1,128	1,178	1,197



●ミックスペーパーの分別収集の拡大【重点】

平成 18 年 11 月からモデル事業として実施していたミックスペーパーの分別収集について、平成 23 年 3 月から全市に拡大しました。

	平成 22 年度
収集量	1,865 t

●プラスチック製容器包装の分別収集の実施【重点】

平成 21 年度は平成 22 年度中の南部 3 区（川崎区、幸区、中原区）での実施に向けて、他都市の情報収集を実施し、収集・処理体制などについて検討しました。

その検討結果を受け、平成 23 年 3 月から南部 3 区でプラスチック製容器包装の分別収集を先行実施しました。

	平成 22 年度
収集量	269 t

●「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進【重点】

地域内循環を構築するため、市民・農家との協働による生ごみリサイクルモデル事業（※）の実施や、生ごみリサイクルリーダー制度の創設など、「かわさき生ごみリサイクルプラン」の推進に努めました。

また、新たな取組として、生ごみリサイクル活動を行う市民団体を支援するため、「川崎市生ごみリサイクル活動助成金」制度を創設いたしました。（平成 22 年度交付実績 5 件）

なお、生ごみ処理機等助成件数は、普通ごみの収集を週 4 回から週 3 回に変更した平成 19 年度をピークに減少傾向にあります。

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
生ごみ処理機 等助成件数	580 件	467 件	274 件	197 件

※生ごみリサイクルモデル事業の取組

- ① 拠点型協働モデル：麻生区の 4 小学校と多摩区の 1 小学校及び多摩区役所・麻生区役所レストランから発生する生ごみを東京農業大学のリサイクル研究プラントに運搬して生ごみ肥料「みどりくん」の製造を行い、小学校の畑や花壇、農家で「みどりくん」の試験的利用を行いました。
- ② オンサイト型モデル：市内の 4 つの小学校に大型生ごみ処理機を設置し、生ごみから堆肥を製造し、環境学習教材として小学校の畑や花壇などで利用しました。
- ③ 飼料化モデル事業：川崎区の 2 小学校と幸区の 1 小学校から発生する生ごみを登録再生利用事業者※の飼料化プラントを活用した飼料化モデル事業を開始しました。

(3) 資源にならないごみは適正に処理する

ごみ処理施設の大規模な整備を計画的に実施し、処理能力の維持を図るとともに、ごみ焼却により発生するエネルギーの効率的な回収・利用に努めました。

【主な具体的施策の取組状況】

●ごみ発電事業の推進【重点】

ごみ焼却によって発生する熱エネルギーの有効利用を図るため、従来から実施してきた発電や蒸気供給等の活用を継続して行いました。また、余剰電力については、有効活用を図るため売電を行いました。

(kWh)

	浮島処理センター(12,500kw)			堤根処理センター(2,000kw)			橋処理センター(2,200kw)			合計		
	自家発電量	買電量	売電量	自家発電量	買電量	売電量	自家発電量	買電量	売電量	自家発電量	買電量	売電量
H19	66,926,030	557,256	43,037,904	9,366,600	3,842,352	0	12,492,960	2,091,455	2,383,410	88,785,590	6,491,063	45,421,314
H20	50,084,750	978,000	28,225,608	7,255,200	4,451,432	0	16,405,210	1,370,742	4,070,256	73,745,160	6,800,174	32,295,864
H21	49,209,390	1,077,280	27,868,752	6,619,160	4,694,320	0	17,600,840	577,828	4,621,536	73,429,390	6,349,428	32,490,288
H22	45,534,610	923,140	24,609,528	7,177,910	4,680,560	0	18,031,270	369,604	4,525,458	70,743,790	5,973,304	29,134,986

※ 王禅寺処理センターについては、平成 24 年 4 月から新たな施設が稼働し、ごみ発電を開始しています。

●搬入禁止物の混入防止【重点】

処理センターに搬入される廃棄物の中には、搬入してはいけない産業廃棄物や資源物等が混入している場合がありますので、適正に指導することで、事業系ごみの施設搬入量の削減を図っています。市内の4処理センターで内容物審査機等を活用して審査を行い、事業系一般廃棄物の搬入事業者に対し、指導を行いました。また、「内容審査に関する検討会」を実施し、事業者への指導方法を改善するなど、体制強化を図りました。

	平成 21 年度	平成 22 年度
内容物審査機等による審査件数	約 2 万 5 千件	約 3 万 3 千件
事業系一般廃棄物の搬入事業者に対する指導件数	315 件	573 件

●仮称リサイクルパークあさおの建設【重点】

王禅寺処理センターの更新事業として、ごみ焼却処理施設や資源化処理施設、プラザ施設の建設計画を推進しました。

基本施策3 新たな視点と発想による施策展開

(1) 施策の評価手法の開発とフォローアップ

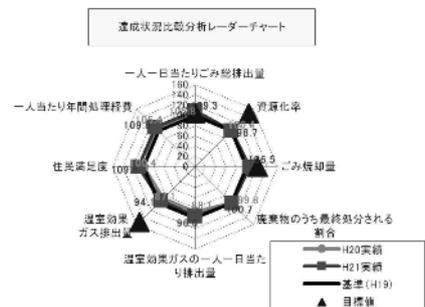
計画を効果的に推進するため、これまで年度ごとに施策の進行状況や目標の達成状況について進行管理や検証を行うとともに、社会状況の変化、環境施策の方向性等と整合性を図りながら行動計画の改定を行ってきました。

また、国から各種ガイドラインが策定・検討されていることから、これらを参考にしながら、評価手法の検討を行っています。

【主な具体的施策の取組状況】

●施策の効果分析手法による点検・評価【重点】

施策進捗状況の評価に向けて、環境省の指針に基づいて新たな評価手法案を作成し、環境審議会廃棄物部会において、意見をいただきながら、内容の確認を行いました。



(2) 費用対効果の分析

廃棄物処理事業については、費用対効果について分析し、その結果を踏まえてより効率的・効果的な事業運営が求められていることから、この間、ごみ収集体制の再構築を進めています。

【主な具体的施策の取組状況】

●普通ごみ収集回収の見直し

作業の平準化を確保するとともに、新たな分別品目の拡大に対応できるよう、平成 19 年 4 月に普通ごみの収集を週 4 回から週 3 回へと変更し、ミックスペーパー等の新たな品目の収集日の確保と効果的・効率的な収集体制に向けて、人員・車両等の配置を行いました。

その結果、普通ごみは前年度と比較して約 7 千 t の減となりました。さらに、作業の平準化による効率的な事業執行体制としたことにより、数億円相当の経費縮減が図られ、他の施策に還元するなど大きな成果を挙げております。

●民間活力の導入

- ・平成 19 年 4 月から、ミックスペーパーモデル収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。
- ・平成 20 年 4 月から、粗大ごみ収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。
- ・平成 21 年 4 月から、粗大ごみ処理業務を民間事業者へ委託しました。
- ・平成 22 年 4 月から、小物金属収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。
- ・平成 23 年 3 月から、ミックスペーパー収集運搬業務の民間委託を全市に拡大しました。また、プラスチック製容器包装収集運搬業務を南部 3 区（川崎、幸、中原区）で民間事業者へ委託しました。
- ・平成 23 年 3 月から、ミックスペーパーとプラスチック製容器包装の資源化処理業務について、民間事業者に委託しました。
- ・平成 23 年 4 月から、北部 4 区（高津、宮前、多摩、麻生）の空きびん収集運搬業務を民間事業者へ委託しました。
- ・平成 24 年 4 月から、空きびん収集運搬業務の民間委託を全市に拡大しました。
- ・平成 24 年 4 月から、王禅寺処理センターの夜間操作業務を民間事業者へ委託しました。

（参考）

廃棄物処理事業関係の職員数の推移(人)

H17	H18	H19	H20	H21	H22	H23	H24
1,171	1,122	1,061	1005	961	916	879	836

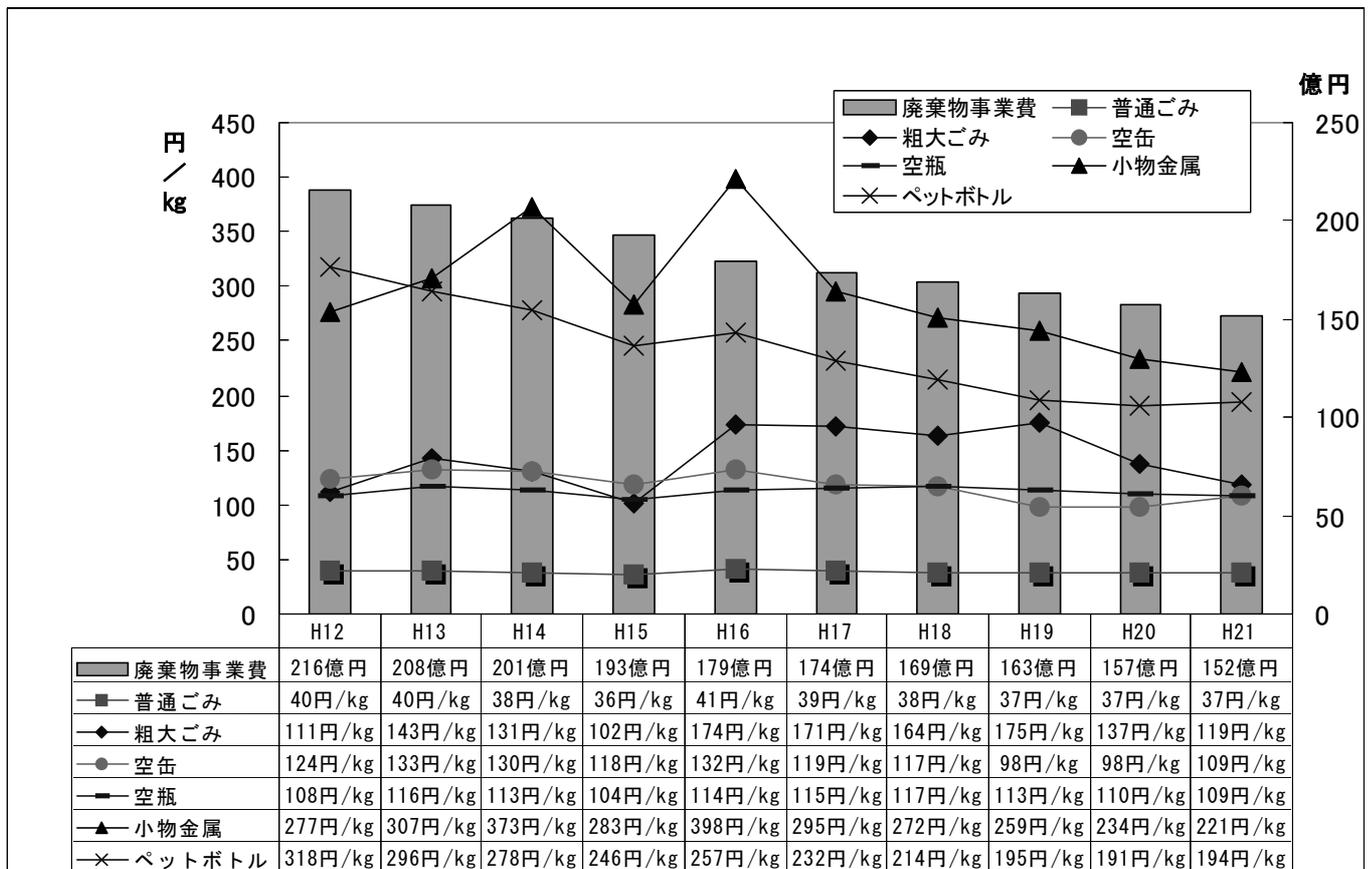
※職員数は技能職・業務職の総数です。平成 12 年度の職員数は 1,429 人となっています。

3 ごみ処理コスト

川崎市では、これまでも、粗大ごみの有料化や普通ごみの収集回数の見直しなど、効果的・効率的な廃棄物処理事業の構築等に向けた取組を進めてきました。これらの取組等により、家庭系ごみの処理経費は大幅な減少傾向にあり、ごみ処理量が減少する中でも、品目別の経費は全体的に減少傾向にあります。

しかしながら、今後、プラスチック製容器包装の分別収集を全市に拡大するなど、3Rを基調とした取組を推進するためには、より一層効果的・効率的な廃棄物処理事業の構築を進める必要があります。

平成12～21年度の廃棄物処理事業費及び品目別処理原価の推移



廃棄物事業費内訳

(億円)

区分	H12	H13	H14	H15	H16	H17	H18	H19	H20	H21
収集・運搬に係る経費	126	124	120	113	108	104	101	98	90	86
処理・処分に係る経費	90	84	81	80	71	70	68	65	67	66

※ごみ処理経費(生活環境事業決算原価)は、家庭系ごみの収集・運搬、処理・処分に係る経費です。

※ごみ処理経費には、職員手当や賞与などの人件費のほか、業務の委託費用など廃棄物処理に係る全ての経費が含まれています。

※ごみ収集車両購入や処理施設建設等に係る経費は、複数年に渡る支出として計算(減価償却)を行っています。

※ ごみ非常事態宣言 p1

急激なごみ量の増加に対して、市民、事業者にごみの減量、資源化の推進への積極的な協力を働きかけるために、川崎市が平成2年6月に行った宣言のこと。昭和60年から平成元年までの5年間は、ごみ量が毎年5%を超える勢いで増加し、このまま増え続けると、市の焼却処理能力の限界に迫る状況でした。

※ 資源物の日 p2

ごみの減量、リサイクルへの一層の協力を得るため、週のうち1日は普通ごみを収集せず、空き缶・空きびんなどの資源物のみを集中的に収集する日のこと。

※ 3処理センター体制 p5

3処理センター体制とは、現在の4つの敷地を有効活用し、市全体で通常、3つの処理センターを稼働し、1処理センターを休止、建設中とする体制をいい、平成23年10月に策定した「今後のごみ焼却処理施設の整備方針」で平成27年度からの移行を目指しております。

※ 廃棄物減量指導員 p9

「廃棄物減量指導員」は、町内会、自治会等の住民組織団体単位で1名（271世帯以上の住民組織は、270世帯までごとに1名追加）を市が委嘱し、地域のボランティア・リーダーとして、①ごみ減量の普及広報、②リサイクル活動の実践、③ごみ排出方法の遵守指導などの活動を行っています。

※ 拡大生産者責任 p10

製品の製造者は、製品の性能だけでなく、その製品の生産から廃棄までに及ぼす環境影響に対して責任を負うべきとの考え方です。この考え方は、より環境にやさしい製品や生産方法の開発・普及、廃棄物のリサイクルや減量化を進める際の戦略として活用されるようになっていきます。

※ エコタウン事業 p11

川崎臨海地区を構成する企業が主体となって、地域への環境負荷をできるだけ削減し、環境と産業活動が調和した持続可能な社会をめざすまちのことです。

※ 容器包装リサイクル法 p20

正式名称は「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」といい、一般廃棄物の中で容積比で6割弱を占める空き缶、空きびん、ペットボトル等の容器包装廃棄物の減量、資源化を目的として、平成7年6月に制定されました。この法律では、「消費者は分別排出」、「市町村は分別収集」、「事業者は再商品化（有償または無償で譲渡できる状態にすること）」など、それぞれの役割が規定されています。ちなみに「容器包装」とは、商品の容器及び包装であって、その商品が消費されたり分離されたりする場合に不要になるもののことをいいます。

※ 3R 推進デー p21

市民への3Rの浸透を目的として、毎月3日（日曜日の場合は4日）を3R推進デーと定め、廃棄物減量指導員等と連携し、集積所やスーパーで排出指導や普及啓発を行うなど分別排出の意義と必要性を定着させるための取組を実施しています。

※ バイオマス資源 p26

再生可能な生物由来の有機性資源で化石資源を除いたものをいい、廃棄物系バイオマスとしては、剪定枝、廃棄される紙、家畜排せつ物、食品廃棄物、建設発生木材、黒液、下水汚泥などがあります。主な活用方法として、燃焼による発電や、アルコール発酵、メタン発酵などによる燃料化などのエネルギー利用などがあります。また、生ごみは生物由来であり、植物の成長過程でCO₂を吸収するため、国際的な取り決め（IPCC ガイドライン）では、生ごみなどのバイオマス資源の焼却処理に伴うCO₂の排出については、温室効果ガス排出量の算定には含めないこととされています。

※ エコ・クッキング p28

旬の食材をできるだけ丸ごと大切に使い、資源も節約し、環境も汚さない調理法のこと。買物の仕方、節水、節電、節ガス、生ごみを減らす料理法など身近な暮らしの中から環境について考えていくことを目的としています。

※ ソーシャル・ネットワーキング・サービス（SNS） p29

インターネット上で人と人とのつながりや社会的なネットワークの構築を支援するサービスのことで、趣味、職業、居住地域などを同じくする個人同士のつながりを容易に構築できる場を提供しています。

※ かわさき市民公益活動助成制度 p30

団体活動の推進と将来の運営の自立・発展を目的とし、市内で公益的な活動をしているボランティア・市民活動団体が行う「事業」を資金面から支援する制度です。

この制度は、発足間もない（3年未満）団体の事業を対象としたスタートアップ助成と、発足後数年を経過した（3年以上）団体が、これまでの活動を拡充する事業等を対象とするステップアップ助成の2種類の助成メニューがあり、さらに、ステップアップ助成にはその内容によりA、B、Cの3種類のメニューがあります。

※ グリーン購入 p32

一般的には、環境負荷の低減に資する製品やサービスを積極的に購入することをいいます。特に国等の公的機関が率先して環境にやさしい製品などの調達や情報提供を促進することを定めた「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が施行されたことに伴い、事業者、市民などさまざまな関係者においても同様な取組が促進されています。

※ リサイクルエコショップ p33

環境への影響に配慮し、ごみの減量やリサイクルなどに積極的に取り組んでいる商店（商店街）

を川崎市が認定している制度で、その利用を広く市民に推奨しています。

※ 事業者処理責任 p33

廃棄物の処理及び清掃に関する法律で定められた事業者の責任のことで、次の三点が定められています。

- ① 事業活動に伴って生ずる廃棄物を自らの責任において処理すること。
- ② 事業活動に伴って生ずる廃棄物の再生利用等を積極的に行うことにより、減量化に努めるべきこと。
- ③ 物の製造、加工、販売等に際して、その生産物が最終的には必ず廃棄物になることを考え、その生産物が廃棄物として排出された場合に処理が困難とならないようにすること。

※ 食品リサイクル法 p35

正式名称は、「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」といい、食品の売れ残りや残飯、食品製造過程で発生する廃棄物などの発生を抑制するとともに、飼料や肥料などに再利用するために、食品製造・流通・外食等業者がこれに積極的に取り組むことを定めています。

※ ISO14001 p37

国際標準化機構（ISO、International Organization for Standardization）が発行した、環境マネジメントシステムの国際規格です。「環境マネジメントシステム」とは、組織の活動によって生じる環境への負荷を常に低減するよう配慮・改善するための「組織的なしくみ」のことをいいます。

※ 登録再生利用事業者 p61

食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律第11条第1項において、食品循環資源を原材料とする肥料、飼料等の製造を業として行う者は、その事業場について、主務大臣（農林水産大臣・環境大臣）の登録を受けることができ、その登録を受けた事業者を「登録再生利用事業者」といいます。登録を受けた事業者については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律等の特例措置が講じられることとされています。

「かわさきチャレンジ・3R」とは…

循環型のまちを目指し、川崎市民全員が一丸となって、リデュース（ごみの発生・排出抑制）・リユース（再使用）・リサイクル（再生利用）のいわゆる3Rを基本に、ごみの減量に挑戦し続けていくという意味を込めています。

また、目標を必ず達成する「意気込み」と、みんなの「合い言葉」の意味も込めて計画の総称としています。

川崎市一般廃棄物処理基本計画

かわさきチャレンジ・3R

（お問合せ先）

川崎市環境局生活環境部廃棄物政策担当

TEL 044-200-2558

FAX 044-200-3923

E-mail 30haise@city.kawasaki.jp



KAWASAKI CITY

川崎市